

消防情報システム更新整備・
運用保守業務仕様書

令和8年4月
東大阪市消防局

目 次

第1章 本業務の背景と目的	- 1 -
1 適 用	- 1 -
2 業務の背景	- 1 -
3 業務の目的	- 1 -
4 現行の課題及び本業務に期待する効果	- 1 -
5 新消防情報システムの構築コンセプト	- 3 -
6 用語の定義	- 5 -
7 指令管制業務・消防情報システムの概要	- 5 -
8 契約期間	- 7 -
9 作業スケジュール	- 8 -
第2章 本業務の内容	- 9 -
1 業務範囲	- 9 -
2 システムの基本事項	- 9 -
3 新消防指令システム要件	- 10 -
4 新消防業務システム要件	- 10 -
5 電気通信事業者回線	- 10 -
6 既設機器の取扱い	- 10 -
7 既設消防救急デジタル無線システムとの接続及び使用する機能	- 11 -
8 責任分界点	- 13 -
第3章 新消防指令システム・新消防業務システムに求める要件	- 16 -
1 機能に関する要件	- 16 -
2 装置に関する要件	- 16 -
3 非機能に関する要件	- 16 -
4 画面に関する要件	- 28 -
5 帳票に関する要件	- 28 -
6 データに関する要件	- 28 -
7 インターフェイスに関する要件	- 29 -
第4章 その他システムに求める要件	- 31 -
1 高所監視カメラ情報収集システム	- 31 -
2 災害情報共有システム	- 31 -
3 指揮支援システム	- 32 -
4 救急業務支援システム	- 32 -
5 査察業務支援システム	- 33 -

6	ヘリコプターテレビ電送システム表示装置.....	33
7	全国瞬時警報システム（J-ALERT）受信装置.....	33
8	大規模災害対応支援システム.....	34
9	TV会議システム.....	35
10	消防団活動支援システム.....	35
11	付属品・予備品.....	36
第5章	業務の実施内容.....	38
1	業務実施計画書の作成.....	38
2	設 計.....	38
3	開発・テスト.....	39
4	移 行.....	40
5	機器据付・調整作業.....	41
6	引継ぎ.....	47
7	教育訓練.....	48
8	定例会等の実施.....	49
9	提出書類.....	49
第6章	運用保守業務に関する要件.....	52
1	運用業務に関する要件.....	52
2	保守業務に関する要件.....	54
3	定期点検に関する要件.....	57
第7章	業務実施体制・方法.....	58
1	業務実施体制.....	58
2	作業要員に求める資格等の要件.....	59
3	作業場所.....	59
4	業務管理に関する要領.....	60
第8章	作業の実施に当たっての遵守事項.....	62
1	提案事項の取扱い.....	62
2	機密保持、資料の取扱い.....	62
3	個人情報の取扱い.....	62
4	法令等の遵守.....	63
5	システム監査.....	63
第9章	成果物の取扱いに関する事項.....	64
1	知的財産権の帰属.....	64
2	契約不適合責任.....	64
3	検 査.....	65

3 検 査 - 65 -

4 疑 義 - 65 -

別紙 1 「新消防指令システムに求める機能の一覧」

別紙 2 「新消防業務システムに求める機能の一覧」

別紙 3 「新消防情報システムに求める装置要件」

別紙 4 「新消防情報システムに求める帳票の一覧」

別紙 5 「指令管制業務の標準的な業務フロー」

別図 1 「ネットワーク構成図」

別図 2 「電源系統図」

第1章 本業務の背景と目的

1 適用

本仕様書は、東大阪市消防局（以下「発注者」という。）が実施する消防情報システム更新整備・運用保守業務（以下「本業務」という。）の仕様について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の背景

東大阪市消防局消防指令センター（以下「消防指令センター」という。）では、消防法に基づき、消防の中核業務である119番等の緊急通報の受付、出動部隊編成、消防隊等への出動指令、無線統制及び支援情報の伝達並びにこれらに付帯する業務（以下「指令管制業務」という。）を担っている。指令管制業務の処理能力を高め、災害による被害の軽減を図るため、平成30年2月に現行システムの運用を開始し、24時間不断に稼働し、安定的で迅速な消防活動を支えている。指令管制業務は、近年災害が複雑化、多様化する中で、これまで以上に高度かつ迅速な災害対応を求められており、消防力の強化を図ることが必要である。

3 業務の目的

現在、現行システムの稼働から8年が経過し、機器の陳腐化及び老朽化が進んでおり、安定した業務継続のためシステムの更新が求められている。また、現行システムの根本的な設計や採用している技術についても改良が必要であり、指令管制業務を遂行する上で、より有益な技術を導入していく必要がある。さらに総務省消防庁（以下「消防庁」という。）が開催した「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」の結果を踏まえ、標準化に対応する必要がある。

以上を踏まえ、本業務は、ICT技術の高度化や環境変化に対応した、新たな消防情報システムの構築・導入をすることで、指令管制業務の向上と安定運用を実現し、迅速かつ適切な対応を通じて住民の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

4 現行の課題及び本業務に期待する効果

現行の課題及び本業務に期待する効果は、表1-1のとおりとする。

表1-1 現行の課題及び本業務に期待する効果

概要	課題	方策	期待される効果
大規模災害関係			
大規模災害時の情報共有	<ul style="list-style-type: none">大規模災害発生時、災害現場、消防指令センター、警防本部、署隊本部、災害対策本部間での災害状況の一元管理が困難指揮命令系統の混乱による意思決定の遅延が発生	<ul style="list-style-type: none">警防本部に情報共有テーブルを設置し、各拠点からの映像、部隊活動状況、地図情報等を一元的に集約・共有することで、迅速かつ的確な意思決定と伝達を実現する。	<ul style="list-style-type: none">災害状況の迅速な把握と共有、的確な指揮・連携による被害の抑制

119番 回線数及 び指令台 数	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の通報集中による回線ひっ迫と安定した消防業務継続への懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 119番回線数と指令台数を適正化することにより、大規模災害時における緊急通報の集中にも耐えうる体制を構築する。また、警防本部に警防指揮台を設置することで、迅速かつ的確な意思決定を可能とし、現場活動の効果的な支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時における安定した119番対応と指令管制業務の遂行、市民への安心・安全の提供
消防指令業務関係			
緊急通報 の受信対 応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報受信時において正確な情報聴取と詳細な記録との両立が困難 	<ul style="list-style-type: none"> AIを活用し、通報内容をリアルタイムにテキスト化・記録することで、現場状況の正確な把握と活動隊への迅速な情報伝達を実現する。また、通報内容を時系列に記録し、消防指令センター内の情報共有の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 正確な情報伝達、迅速な初動対応による被害の最小化と指令管制員の負担軽減
消防指令 システムの 機能・操 作性	<ul style="list-style-type: none"> 災害・事故の多様化・複雑化による災害種別判別の苦慮 複雑な操作手順による誤操作のリスク 地図等検索機能に搭載している住宅地図のみでは災害地点の正確な特定が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 消防指令システムの操作手順・方法を単純明確化し、出動指令の迅速化・効率化を図る。また、シンプルなオペレーションにより、指令管制員の誤判断・誤操作を抑制し、負担を軽減する。 360度パノラマビュー機能を搭載した外部地図アプリケーションに送信し、迅速かつ正確な災害地点の特定を可能にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 出動指令時間の短縮、誤指令の防止、指令管制業務の効率化と質の向上
システムの拡張性・汎用性			
外部シス テムとの 連携	<ul style="list-style-type: none"> 消防指令システムの独立設計により外部システムとの連携が困難 ベンダーの独自仕様によるベンダーロックインのリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁の「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」の結果を踏まえ、積極的に標準インターフェイスの導入を推進し、将来的な各種システムとの円滑な連携を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> システム連携による業務効率化、柔軟なシステム拡張性の確保、ベンダーロックインの回避
消防団活 動支援ア プリの導 入	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時、アナログ手段に依存した消防団連絡体制による非効率性と受付勤務者への負担増 消防団報告業務における紙媒体による非効率性 	<ul style="list-style-type: none"> 外部ASPサービスの消防団活動支援アプリを活用し、消防指令システムと連携することで、各消防団員のスマートフォンに出動指令を通知する。 消防団関連事務のデジタル化・一元管理により、業務効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団への迅速な出動指示、消防団事務の効率化、受付勤務者の負担軽減

業務プロセス			
消防業務システムの標準化・クラウド化	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのカスタマイズによる財政・維持管理の負担増加 ・人口減少社会における労働力・財政力低下への懸念 ・業務報告における消防業務システムとORION（大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム）への重複入力による非効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務プロセスの見直し(BPR)によって、業務効率化を図るとともに、標準仕様準拠の消防業務システムを導入し、オンプレミス型からクラウド型に移行することで、労働力・財政面の負担軽減を図る。 ・ORIONへの入力情報を消防業務システムに自動反映させ、報告業務の入力を簡略化することで、救急隊の業務負担を軽減し、人的資源を災害対応に集中させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊の業務効率化及び事務作業時間短縮、災害対応体制の確保 ・コスト削減、システム運用保守の負担軽減、災害対応能力の維持
可搬型端末の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の立入検査や警防調査における紙媒体使用と帰署後の事務処理業務の二重化による非効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型端末を導入し、現地で直接システムにアクセス可能な環境を整備する。 ・情報の閲覧・入力・通知書交付を現地で完結できる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警防業務の効率化及び事務作業時間短縮、迅速な情報共有
情報共有			
災害現場における情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮タブレットで閲覧できる支援情報の不足と災害現場での情報収集の困難 ・指令書（紙媒体）の紛失リスク、維持管理・印刷コスト負担、限定的な情報による情報不足 ・警防地図（紙媒体）の情報更新の遅延と、手書き情報に頼る共有情報の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の入口位置等を含む支援情報を地図上に表示し、活動隊が閲覧できる情報を拡充する。 ・指令書をデジタル化し、紛失リスクの回避と維持管理コストの削減を図る。 ・表示する指令情報を精査し、効果的な現場活動を支援する。 ・警防地図をデジタル化し、警防調査等の情報をリアルタイムに反映できる体制を整え、全隊に最新情報を共有する仕組みを構築し、現場対応の質と迅速性を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な意思決定と現場活動の実現、指揮隊の状況把握能力の向上 ・コスト削減、情報セキュリティの向上、迅速かつ的確な現場活動の支援強化 ・情報の即時共有による迅速かつ的確な現場対応、警防活動の効率化と質の向上

5 新消防情報システムの構築コンセプト

本業務のコンセプトは次のとおりとし、コンセプト図を図1-1に示す。

(1) 大規模災害時対応力・災害レジリエンス強化

大規模災害時の情報収集・共有体制を強化し、的確な状況把握と分析によって初動の迅速化を図る。システムのバックアップ体制を強固にし、災害時にも安定して業務を継続できる災害レジリエンスを向上させ、安定した災害対応を実現する。

(2) 消防指令業務の迅速性・確実性・効率性の向上

直感的な操作性とAIを活用したサポート機能を備え、多様な緊急通報に対応したシステムを構築し、迅速かつ正確な指令管制業務を実現する。また、情報の一元化によって出動判断や情報伝達の精度を向上させ、効果的な災害活動を可能とする。

(3) システムの拡張性・汎用性の向上

ICT技術の進展を踏まえ、消防指令システムと外部システムを円滑に連携できる標準インターフェイスを整備する。将来的な技術革新にも柔軟に対応可能なシステム基盤を構築し、長期的な運用の安定性と持続性を確保する。

(4) 業務プロセスの改善・効率化

消防業務システムの標準化により業務を効率化し、業務プロセスの統一と地域間の連携強化を図る。クラウド化によって維持管理業務の負担軽減と運用コスト削減を実現し、人的資源を最大限に活用して災害対応に集中できる環境を整備する。

(5) 情報共有体制の強化

最新のソリューションを結集し、リアルタイムかつ正確な情報共有を実現することで、迅速な意思決定と円滑な災害活動を支援する。また、確実な情報伝達によってリスク管理体制を強化し、被害の最小化と災害対応力の向上を図る。

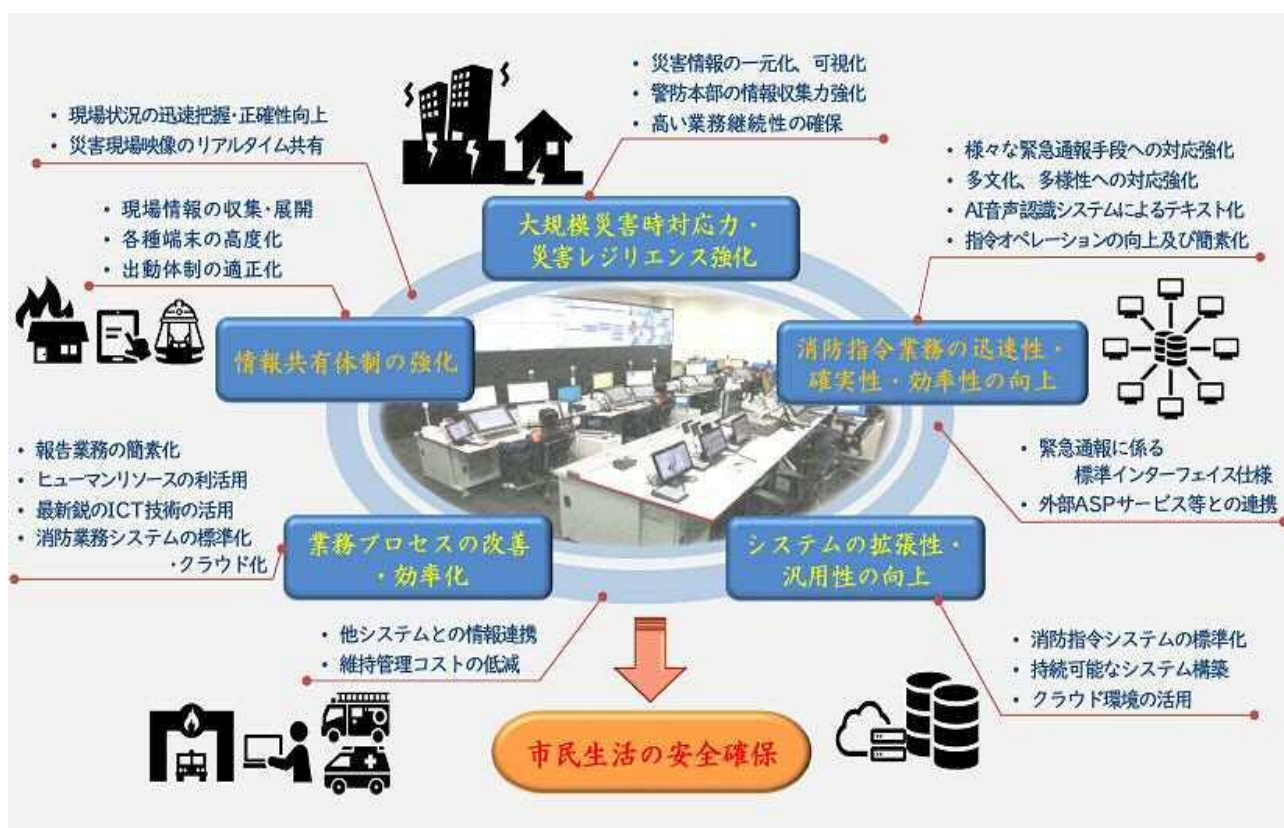


図1-1 本業務のコンセプト図

6 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、表 1-2 に定めるところによる。

表 1-2 用語の定義

項番	用語	定義
1	新消防情報システム	本業務により構築する新たな消防指令システム、消防業務システム及びその他システムの総称をいう。
2	消防指令システム	119番通報を受けて、災害地点の特定や出動部隊編成、管轄署所等へ出動指令等の一連の指令管制業務を支援するためのシステムをいう。
3	新消防指令システム	更新後の次期消防指令システムをいう。
4	消防業務システム	予防業務、警防業務、庶務業務及びその他業務で構成され、消防指令システムと情報を共有し、迅速かつ的確な消防業務の遂行を支援するシステムをいう。
5	新消防業務システム	更新後の次期消防業務システムをいう。
6	消防指令センター	東大阪市（以下「発注者」という。）において、管轄区域内の119番通報や火災、救急、救助等災害に関する情報を集約し、管轄署所や現場活動中の出動部隊に対し、迅速かつ的確な指令伝達を行うための部署又は拠点をいう。
7	指令管制員	消防指令センターにおいて、指令管制業務を行う消防職員をいう。
8	管轄署所	発注者が設置する消防署、分署及び出張所並びに消防局をいう。
9	標準インターフェイス	新消防指令システムに具備される緊急通報サービスとの接続を行う際のデータ要件等、消防指令システムとの接続方法を標準として定義したインターフェイスをいう。

7 指令管制業務・消防情報システムの概要

指令管制員の主要な業務として、119番通報の受付から出動指令、現場活動支援等の一連の災害対応がある。これらの業務を支援するため、消防指令システムや消防業務システム、その他関連システムが整備され、正確かつ迅速な消防活動を実現している。なお、指令管制業務及び本業務の範囲である消防情報システムの概要は、次のとおりとする。

(1) 指令管制業務の概要

指令管制業務の概要は、表 1-3 のとおりとする。

表 1-3 指令管制業務の概要

項番	項目	概要
1	災害通報の受付	通報者から様々な通報手段を経由して緊急通報を受信するプロセスである。通報者より119番通報が行われると、発信地を管轄する消防指令センターに通報が入る。通報は本人から固定電話や

		<p>携帯電話による直接通報や代理通報事業者を経由した通報など多種多様である。消防指令センターへの入電としては、消防指令システムへ直接入電することが基本となるが、Net119緊急通報システムのように、消防指令システムとは直接連携せず、専用の受信端末に通報が入る場合もある。</p> <p>また、自らの管轄地域以外からの通報を受け付けた場合は、当該地域を管轄する消防指令センターへ電話を転送する、又は当該地域を管轄する消防指令センターへ伝達する。</p>
2	災害事案の作成	<p>消防指令センターの指令管制員は、通報等を受けて事案を作成する。以降のプロセスで通報者から必要な情報を聴き出しながら、消防指令システムへ情報を随時入力する。</p>
3	災害地点の特定	<p>消防指令センターの指令管制員は、通報者から聴取した内容や統合型位置情報通知システムを経由して連携された位置情報等を基に、災害地点を決定する。</p> <p>統合型位置情報通知システムから連携される情報について、固定電話（加入電話、IP電話）からの通報では契約者の住所情報が、携帯電話からの通報では通報者の位置情報が通知され、システム画面上の地図に表示される。なお、Net119緊急通報システムでは、通報者が指定した位置情報が専用端末に表示される。</p>
4	災害種別・区分の決定	<p>消防指令センターの指令管制員は、通報内容を基に災害種別（火災、救急、救助等）を決定する。</p>
5	予告指令	<p>消防指令センターの指令管制員は、管轄署所の署所端末装置に対して本指令前（災害地点・災害種別決定後又は出動部隊編成後）に、音声合成により、予告指令を自動又は手動で送信する。</p>
6	出動部隊編成	<p>消防指令システムでは通報内容を基に、災害種別ごとに、消防指令センターにおける管轄署所の車両動態、災害地点への到着時間等に基づいて、最適な出動部隊を自動的に編成する。この際、出動計画に基づく場合と警防計画に基づく場合がある。このほか、特定の隊を任意で出動させる特命出動もある。</p>
7	出動指令（本指令）	<p>消防指令センターの指令管制員は、管轄署所の署所端末装置に対して音声合成、又は肉声・文字情報等により出動指令を行い、編成された出動部隊のナビゲーション機能付き車両運用端末装置（以下「AVM」という。）及び可搬型端末に対して文字情報により出動指令を行う。また、出動指令の内容は、署所のプリンタから指令書として出力できる。</p>
8	災害現場活動（管制）	<p>消防指令センターの指令管制員は、適宜、消防救急デジタル無線等で、出動部隊や他の消防本部と情報連携を続ける。必要に応じて、関係機関への連絡（ドクターヘリへの出動要請等）、管轄消防本部との情報連携等を行う。</p> <p>出動部隊のAVMから動態状況を消防指令システムに送信して、出動部隊の活動状況を把握する。</p> <p>活動隊に配備されている可搬型端末を介して、災害推移や建物被害等の文字情報や現場の画像を消防指令センターと共有する。</p>

9	災害事案の終了	119番通報の受付から災害活動終了までの災害情報や活動情報（出動時刻、搬送先病院等）は、データベースに記録される。これらの事案情報を基に、活動報告書等を作成し、その後の警防対策や消防広報等に活用される。
---	---------	---

(2) 消防情報システムの概要

消防指令システムは、市民からの119番通報を受けて、位置情報を活用した災害地点の特定、災害に応じた出動部隊編成、管轄署所及び出動車両への指令通知など一連の指令管制業務を消防業務システム等の関連システムと連携の上、実現させるシステムである。

消防業務システムは、予防業務、警防業務、庶務業務など、日々の消防業務と緊急活動までを全体的に支援するシステムである。

新消防情報システムの全体像と本業務の範囲は、図1-2のとおりとする。

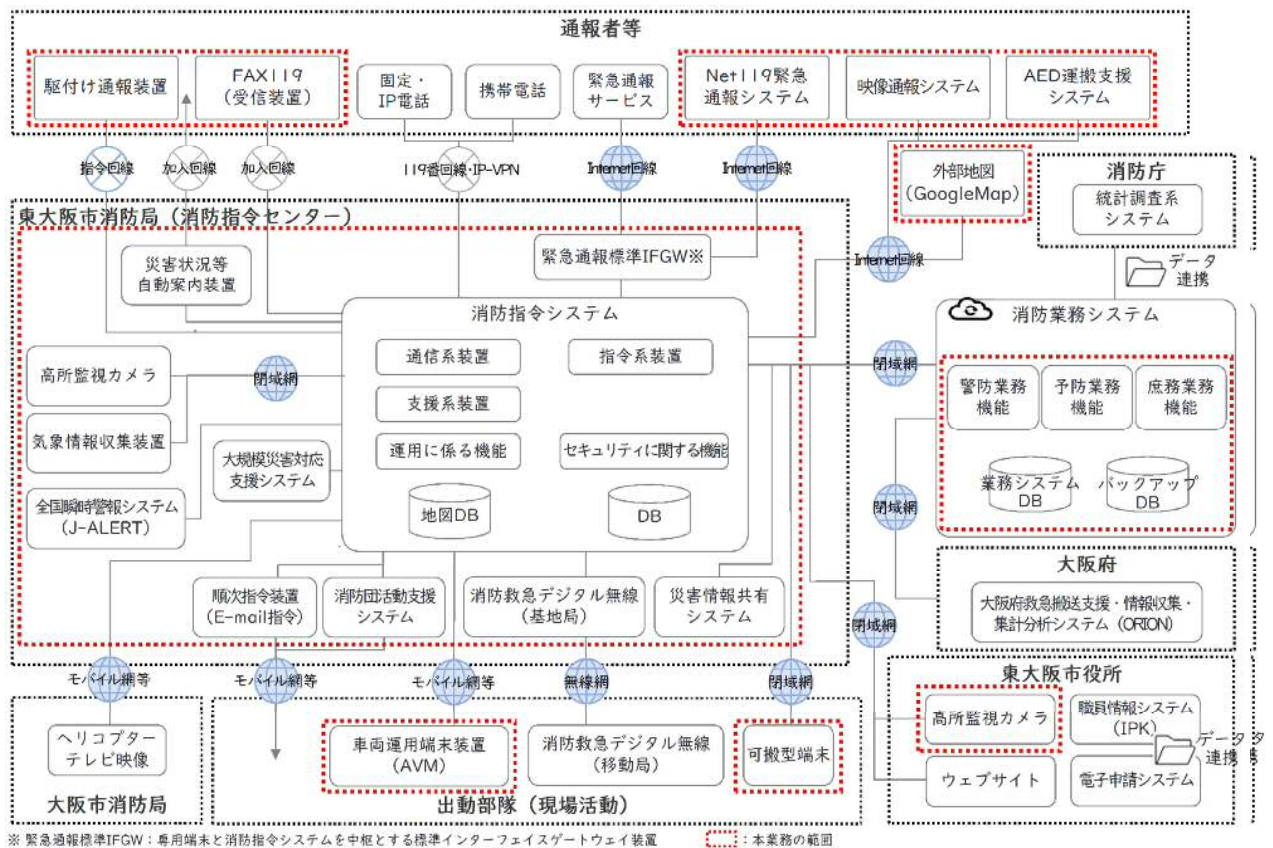


図1-2 新消防情報システムの全体像と本業務の範囲

8 契約期間

契約締結の日から本業務を開始する。令和10年3月末までに構築業務を完了し、令和10年4月から令和14年度末までの5年間を運用保守期間とする。

なお、設計・構築業務の中でシステム移行・仮稼働を実施する。仮稼働期間は令和10年1月中を想定し、令和10年3月までの期間を安定稼働見極め期間とする。安定稼働見極め期間は、構築した新消防情報システムでの業務を実施するため、本運用同様の運用保守体制を設けること。また、同期間の障害対応についても、構築整備期間の対応とし、完成検査を実施後に構築整備を終了するものとする。

第2章 本業務の内容

1 業務範囲

本業務では、本仕様書に基づき新消防情報システムの設計・開発、機器製作、各種テスト、現地調査、機器据付、調整及び運用保守（引継ぎ・調整等）に係る作業を行うこととする。なお、設計・開発から運用保守に係る作業については、新消防指令システムにおける緊急通報サービスとの標準インターフェイス整備に係る作業を含むものとする。

2 システムの基本事項

本業務で設計・開発する新消防情報システムについて、以下に示す内容に留意すること。

- (1) 新消防情報システムは、「市民の生命、身体、財産を災害から守る」という消防の目的を達成するため、指令管制業務を始めとする消防業務を迅速かつ確実に遂行できるシステムとすること。
- (2) 災害現場の活動隊と消防指令センター等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができるものとする。
- (3) 最新の情報通信技術を採用し、緊急通報の受付から現場到着までの時間短縮を図るとともに、課題解決に向け最適な機能を搭載すること。また、大規模災害や同時多発災害の発生時においても、迅速かつ正確に対応でき、処理能力が低下しないこと。
- (4) 指令管制業務で必要とする情報と消防業務システムが保有する情報との関連付けを強化し、情報の効率的な活用ができること。
- (5) 操作は可能な限り簡便化し、各装置は操作が容易に行えるものであり、誤操作に対する警告や操作手順のガイダンスにより、指令管制業務を迅速かつ的確に遂行できるものであること。
- (6) 構築に際しては、カスタマイズを最小限に抑え、個別機能はアドオン化（外部ASPサービスを活用し、パッケージシステムとは疎結合を図る考え方をいう。）を図るとともに、受注者が保有する実績豊富な標準パッケージシステムを最大限に活用することで、構築・保守コストの低減と専門業者の実績ある機能を活用した業務効率の向上等を実現すること。
- (7) 既設設備が持つ接続インターフェイスに十分に留意すること。また、既設の消防情報システムや消防救急デジタル無線の構築業者との調整が必要な場合、直接協議又は必要に応じて発注者を交えた協議を行うこと。なお、これらに要する費用は受注者の負担とし、協議項目やスケジュール等の管理についても、受注者の責任において管理すること。
- (8) 他事業者のシステムとの接続が必要な場合、接続先システムのインターフェイス開示情報に基づき、受注者にて接続機能を構築すること。
- (9) 既設の消防情報システムなどの発注者が保持するデータは、本システムに移行し有効活用すること。
- (10) 発注者で管理している住民基本台帳情報、避難行動要支援者情報及び緊急通報装置登録者情報を取り込み、指令装置のマスタデータ等として活用できること。取込方法については、発注者と協議の上、決定すること。

- (11) 搬送者情報を蓄積し、データベースとして有効に活用できること。通報時、発信者番号と過去の着信履歴を連携し、消防業務システムに登録された搬送履歴等が指令台で確認できること。
- (12) 発注者の職員情報システム（I P K）と連携し、人事異動に伴う各ユーザ I D の操作権限レベル・アクセス権限等の登録・変更に係るユーザ管理を容易にできること。連携方法については、負担軽減の目的から極めてシームレスの手法を検討し、発注者と協議の上、決定すること。
- (13) 消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）で読み込み可能なファイル形式で出力し、データ連携ができること。
- (14) 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受注者は厳守すること。また、本システムの主要機器及び電子機器（ハードウェア、ソフトウェア等）及びその付帯設備は、本業務履行時における受注者が動作保証できる最新のものとし、機能及び性能は同等若しくは同等以上とすること。

3 新消防指令システム要件

新消防指令システムの設備は、消防庁が定める「消防防災施設整備費補助金交付要綱」におけるⅢ型の仕様を満足するとともに、別紙1「新消防指令システムに求める機能の一覧」の機能を有し、かつ別紙3「新消防情報システムに求める装置要件」を満たすほか、本仕様書で定義する仕様を満たすこと。

4 新消防業務システム要件

新消防業務システムは、消防庁が定める「消防業務システム標準仕様書」及びデジタル庁が定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、事業者がクラウド上に構築する共同利用型の消防業務システムを目指すほか、本仕様書で定義する仕様を満たすこと。

5 電気通信事業者回線

- (1) 受注者は、本業務に伴う119番回線、加入回線、専用回線等の新設、増設、移設、検査、試験、設置許可等、申請、検査、試験その他の手続は、受注者が代行し、また、それに要する費用は受注者の負担とする。なお、手続を代行できない申請等については、発注者の支援を行うこと。
- (2) 緊急通報受理回線及び位置情報通知用 I P - V P N 回線（A面）の光 I P 化を行うこと。
- (3) 電気通信事業者回線の増設、既設回線の変更等を行うにあたり、MDF以降の屋内配線、MDFの改修及び不要な配線の撤去は、本業務の範囲とする。ただし、MDFの線番表は受注者にて作成し、電気通信事業者に提示すること。

6 既設機器の取扱い

- (1) 本システムへの切替後も継続使用する装置及び機器（以下「継続使用機器」という。）は、発注者の指示に従うものとする。

- (2) 受注者は、既設設備と本システムとの接続・動作試験は、既設構築業者等の立会いの下、実施すること。立会い費用は発注者が負担することとし、事前調整に係る費用等が発生する場合は、受注者が負担すること。
- (3) 継続使用機器との相性の問題により、本システムと連携動作しない場合、受注者の責任において、継続使用機器と同等の動作を行う機器を新設すること。

7 既設消防救急デジタル無線システムとの接続及び使用する機能

- (1) 既設消防救急デジタル無線システムとの接続は、消防庁が定める「消防救急デジタル無線共通仕様書」及び一般社団法人情報通信技術委員会が定める「TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インターフェイス仕様 (TTC仕様書)」に基づき、OD及びLAN接続とすること。
- (2) 接続に当たっては、発注者の指導のもと、十分な打合せを行い、発注者の仲介のもと責任範囲を明確にして、実行すること。なお、消防救急デジタル無線保守業務委託業者に対し、必要に応じて新消防指令システムと接続をするためのインターフェイスの開示を求めることとし、これについて受注者は、発注者への助言等を行うこと。
- (3) 「消防救急デジタル無線共通仕様書」で規定する機能のうち、既設消防救急デジタル無線システムで使用する機能を表2-1及び表2-2のとおりとする。

表2-1 通信機能

通信形態	周波数区分	活動波		主運用波		統制波	
	機能名	消防指令センターから	移動局から	消防指令センターから	移動局から	消防指令センターから	移動局から
音声通信	一斉音声通信機能	○	○	○	○	○	○
	個別音声通信機能	○	○	×	×	×	×
	グループ音声通信機能	×	×	×	×	×	×
	通信統制機能	表3.2 通信統制機能参照					
	移動局間直接音声通信機能	—	○	—	○	—	○
	自営通信網接続機能	※1	×	※1	×	※1	×
	PSTN (公衆網) 接続通信機能	※1	×	※1	×	※1	×
	府庁接続通信機能	※1	×	※1	×	※1	×
消防指令センター間音声通信機能	×	—	※2	—	×	—	
非音声通信	発信者番号送信機能	○	○	○	○	○	○
	ショートメッセージ送信機能・ショートメッセージ表示機能	×	×	×	×	×	×

	データ送信機能・データ表示機能	×	×	×	×	○	×
音声＋ 非音声 同時 通信	音声通信中のショート メッセージ送信機能・ 音声通信中のショート メッセージ表示機能 (一斉、個別、グループ)	×	×	×	×	×	×
機能	移動局自動チャンネル切替機能	×		×		×	
	発信者番号表示機能	○		○		○	

○：実装する。 ×：実装しない。 -：機能なし。

※1 消防指令システムから手動にて接続する。

※2 卓上型固定移動局無線装置を用いて他消防指令センターからの送信を受信することで運用する。

表 2-2 通信統制機能

基地局／移動局

機能名	活動波	主運用波	統制波
(消防指令センターにおける) 通話モニタ機能	○/○	○/○	○/○
(消防指令センターにおける) 通話モニタ表示機能	○/○	○/○	○/○
(消防指令センターにおける) 通信モニタ機能	○/○	○/○	○/○
移動局におけるセレコール 通信モニタ機能	○/○	×/×	×/×
他局通信中の表示機能	○/○	○/○	○/○
他局通信中の発信禁止機能	×/○	×/○	×/○
セレコール送信中の発信禁止機能・ 表示機能	○/○	×/×	×/×
セレコール送信中の音声と 同時データ送信機能・データ表示機能	×/×	×/×	×/×
出場指令時の報知信号送信機能・ 出動指令時の報知機能・ 出動指令時の発信規制信号送信機能・ 出動指令時の発信規制機能	○/○	×/×	×/×

通信規制時の報知信号送信機能・ 通信規制時の報知機能・ 通信規制時の発信規制信号送信機能・ 通信規制時の発信規制機能	○／○	×／×	×／×
緊急信号送信機能・緊急報知機能	×／×	×／×	×／×
強制切断信号送信機能・強制切断機能	○／○	○／○	○／○
連続送信防止機能	-／○	-／○	-／○

○：実装する。 ×：実装しない。 -：機能なし。

8 責任分界点

本業務における各システムとの連携について、機器及び役務の責任分界点は、次のとおりとする。

(1) 基本的な考え方

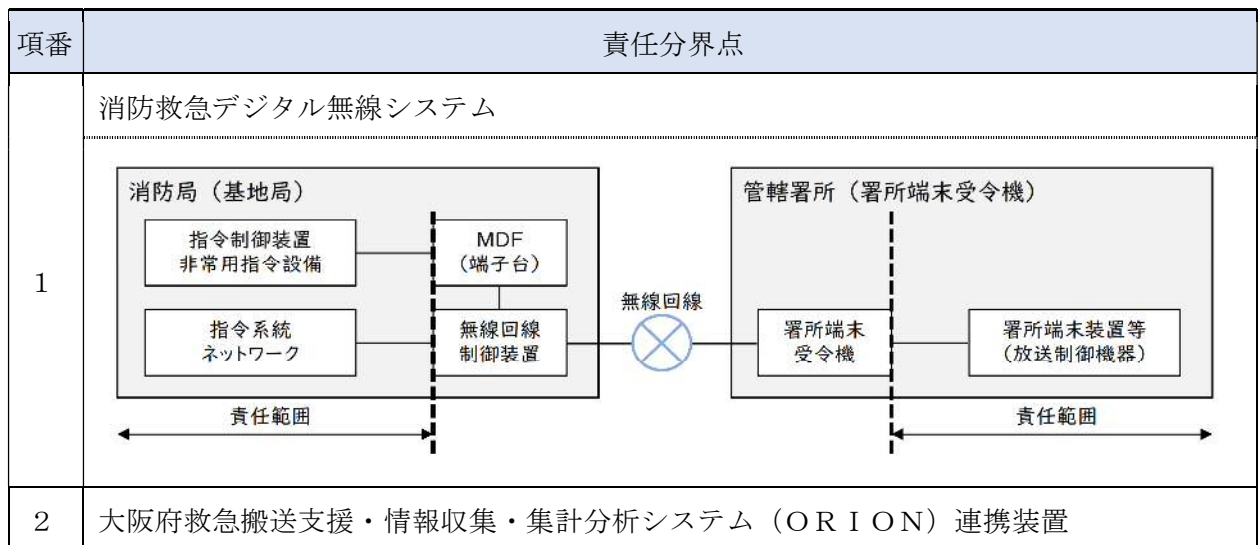
ア 電源系統については、指定のない限り受変電設備から開閉器までの設置を発注者で実施し、開閉器からの配線以降の設置作業等を受注者が行うこと。

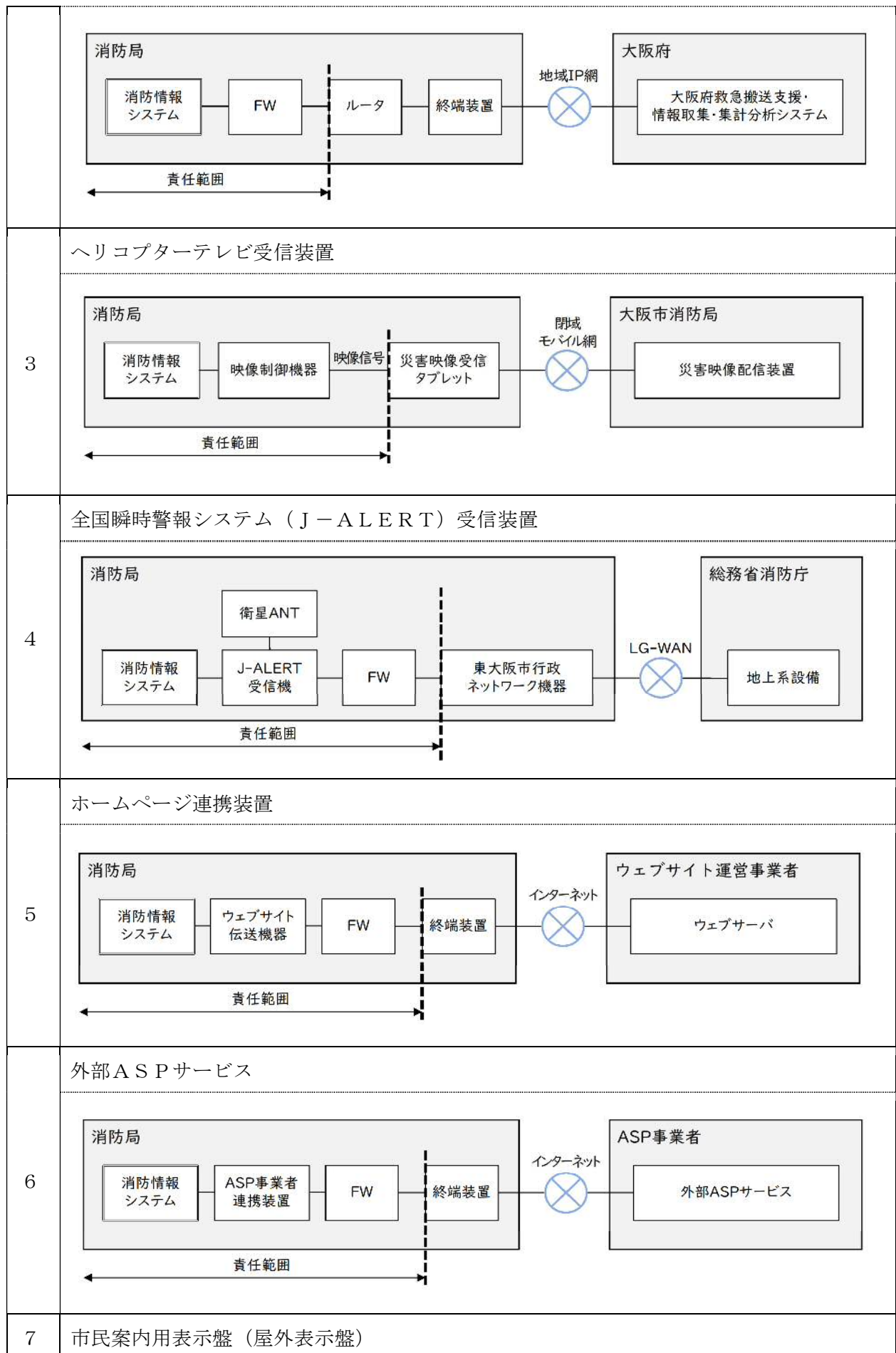
イ 発注者が通信事業者から借用している回線については、各終端装置までの設置を通信事業者が行い、終端装置からの配線以降の設置作業等を受注者が行うこと。

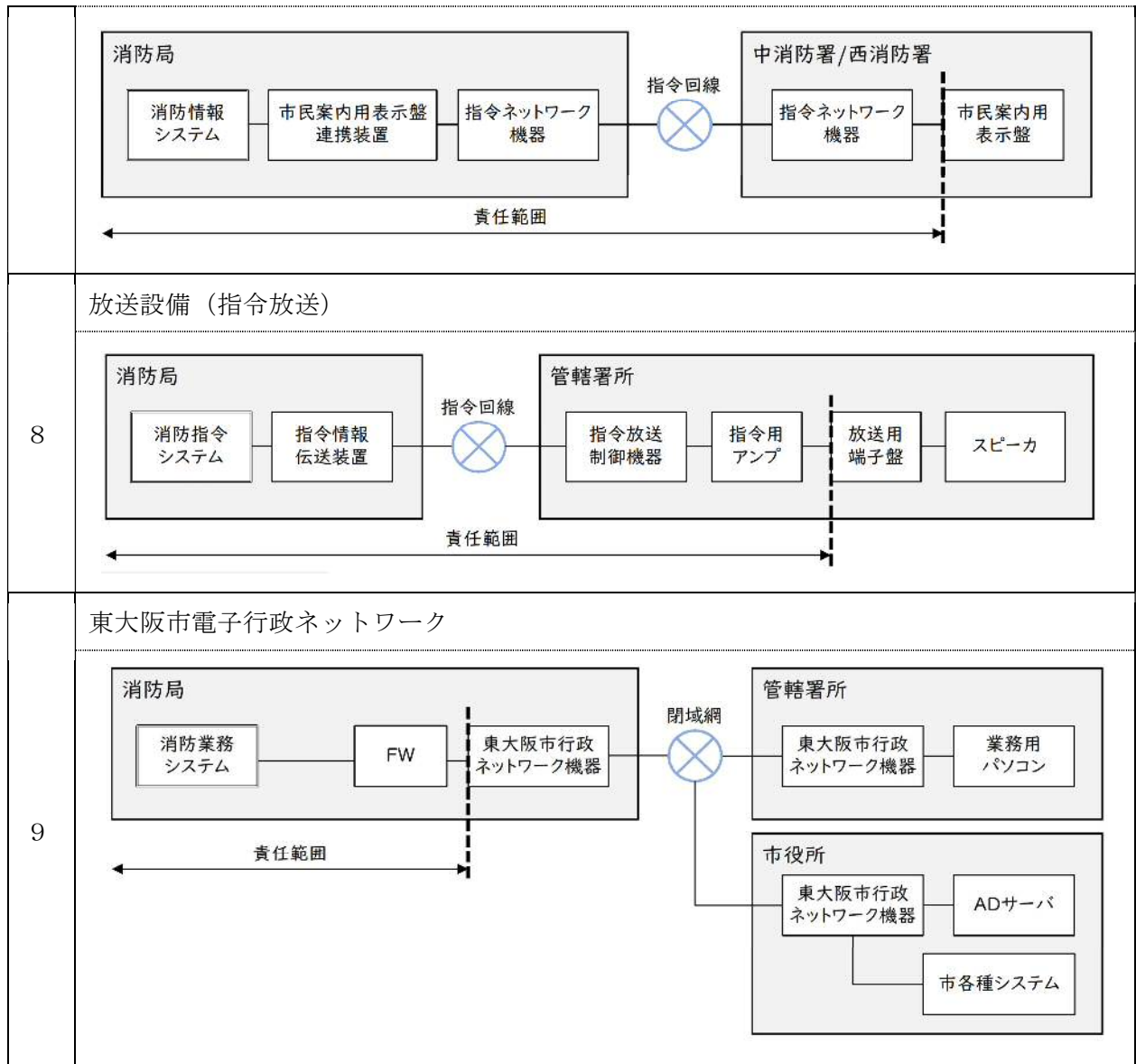
(2) 各システムとの責任分界点

本業務における各システムとの責任分界点は、表 2-3 のとおりとする。

表 2-3 各システムとの責任分界点







第3章 新消防指令システム・新消防業務システムに求める要件

1 機能に関する要件

新消防指令システムに求める機能は、別紙1「新消防指令システムに求める機能の一覧」のとおりとする。

新消防業務システムに求める機能は、別紙2「消防業務システムに求める機能の一覧」のとおりとし、消防庁が定める標準機能及び事業者が提供する可能なオプション機能のうち、発注者が指定した機能を提供すること。

なお、緊急通報サービスとの標準インターフェイスを実装する上で必要となる機能については、消防庁が定める「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」にも対応すること。

2 装置に関する要件

新消防情報システムに必要な装置のうち、構成機器、仕様及び数量については、別紙3「新消防情報システムに求める装置要件」のとおりとする。

また、受注者は機能要件を実装するために、別紙3「新消防情報システムに求める装置要件」に含まれない装置が必要な場合は、装置の機器構成や仕様（OS、ソフトウェア等）、数量等を提案すること。

3 非機能に関する要件

新消防指令システムに求める非機能は、表3-1のとおりとし、別紙3「新消防情報システムに求める装置要件」で装置ごとに要件が記載されている場合は、これに対応すること。

なお、緊急通報サービスとの標準インターフェイスを実装する上で必要となる機能については、消防庁が定める「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」にも対応すること。

表3-1 非機能要件の一覧

項番	本仕様書で定義する非機能要件	分類	要件
1	アクセシビリティ	-	日本語で記述されたコンテンツに対応し、利用者が操作しやすく誤操作の生じないシステムとなるよう設計・開発すること。
2	ユーザビリティ	画面構成	現在の画面で何を操作しているか、次に何の操作をすればよいか分かるよう、画面構成を工夫すること。
			表示する内容により、それぞれの画面表示領域を固定する等、簡潔でわかりやすい画面構成とすること。
			入力ミス等入力内容に問題がある項目については、強調表示する等、指令管制員がその都度該当

			項目を容易に見つけられるようにすること。
		操作性	<p>選択肢が多い場合や使用頻度が高い項目については、指令管制員による操作の負担を低減し、検索時間を短縮する対応を講じること。</p> <p>データ入力や文字入力においては、ソフトキーやキーボードによる入力操作や外部ファイルのアップロード等、指令管制員が入力しやすい入力方法を採用すること。なお、対象画面やアップロードファイル等は設計・開発工程（落札後）において発注者と協議すること。</p>
		エラーの防止と処理	<p>エラーが発生したときは、表示されるエラーメッセージ、修正方法等を指令管制員が迅速に気づくよう工夫するとともに、容易に問題を解決できるよう分かりやすい情報提供をすること。</p> <p>複雑な操作が必要なものについては、ガイダンス機能、操作ミス対策（警告内容によって色分け表示を行う等）及び操作訓練機能を設ける等、操作性の向上を考慮すること。</p>
3	システム方式		
	開発手法	-	<p>原則ウォーターフォール型とするが、受注者は適切な開発手法を提案すること。</p> <p>新消防指令システムはオンプレミスで構築し、各装置を連携することで構成すること。なお、新消防業務システム、消防救急デジタル無線システム等の外部システムと接続すること。</p>
4	規 模		
	規 模	-	受注者は、新消防情報システムで想定する規模情報を踏まえ、適切な機器のスペック、台数を検討し、発注者の承認を得ること。
	管轄規模等		消防指令センターが管轄する規模は表3-1-1～表3-1-4のとおりとする。
	処理件数		主な各種処理件数は表3-1-5～表3-1-8のとおりとする。
	利用者数		利用する職員数は表3-1-9のとおりとする。
	データ量		現行システムにおける主要なデータ量を、参考に表3-1-10に示す。なお、原則、現行システムが保有するマスターデータ、各種台帳及び過去事案データ、地図データ及び各種登録データは、運用に支障がないよう新消防情報システムに移行すること。ただし、試験データとして現行システ

				ムのデータを必要とする場合には、現行事業者が十分な準備期間を確保できるよう、現行システムから抜き出すデータの項目、範囲等を明確にした上、発注者と協議すること。
5	性能	応答時間	-	各種処理に求める応答時間は表3-1-11を目標値とし、当該目標値の達成に努めること。
6	信頼性	可用性要件	-	24時間365日無停止運用を行うために、指令制御装置、自動出動指定装置等の重要な装置及び機器は冗長化構成とし、故障時、機器点検時及びデータ更新時も業務運用が継続できること。
			稼働時間・稼働率	稼働時間・稼働率は表3-1-12を目標値とし、当該目標値の達成に努めること。
			上限障害復旧時間	上限障害復旧時間は表3-1-13を目標値とし、当該目標値の達成に努めること。
			障害復旧地点	障害が発生した際、障害復旧直前のバックアップ地点までデータを復旧すること。
	完全性要件	-	異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。	
			処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。	
冗長性要件	-	緊急通報受理回線については、同時に使用不可とならないよう、異なるルートの回線を敷設すること。		
		指令制御装置等の一部装置については、障害発生時の待機系への切替えを可能な構成とすること。		
		複数台で構成される装置は、全停止を回避する対策を講じる等、業務への影響を最小化すること。		
		障害発生時は、他の装置が部分的に機能を補完する等の縮退運用を可能とすること。		
7	拡張性	性能の拡張性	性能	将来的に処理数量が増大することを想定し、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等が容易に可能な構成とすること。
			機能	制度改正、組織変更及び元号対応等に対して、機
				利用者の増加を想定し、ネットワーク機器やサーバ機器の予備のポート等を用いて適宜最適な拡張が可能な構成とすること。

				<p>能の追加及び変更等、容易に対応できる仕様及び設計とすること。</p> <p>将来的なシステム構成の変更（サブシステムの追加・削除等）、及び外部インターフェイスの追加の際には、発注者が必要と判断する範囲でデータ構造及び連携インターフェイス等を開示すること。</p>
			その他	<p>将来的な広域化・共同運用、署所の統廃合や車両数の増減、各種技術発展など、環境変化に対応可能な拡張性を確保すること。</p>
8	上位互換性	-		<p>ネットワーク要件で定義している回線（119番回線、専用線、局線、指令回線）に関する仕様に変更が生じた場合、これに対応できるようにシステムを構築すること。</p> <p>OS及びミドルウェア等の選定においては、将来的な互換性の高い製品を採用すること。</p> <p>利用環境更新に伴うOS及びアプリケーションソフトウェア（Microsoft Office 製品等）のバージョンアップに対しても、本システムの改修が極力不要であること。</p> <p>バージョンアップについて、技術的な問題がある場合は、発注者と協議の上、作業を実施すること。また、業務アプリケーションの改修が極力発生しないようにシステムの設計及び実装を行うこと。</p>
9	中立性	機器、OS及びミドルウェア等		<p>受注者の技術に依存しないオープンな技術仕様に基づくものとする。</p> <p>全てオープンなインターフェイスを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。</p> <p>特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられる業界標準又は国際標準に準拠した技術を活用すること。</p>
		移行		<p>将来の消防情報システムへの更新、改修時等に、円滑なシステム移行及びデータ移行が可能な仕様、設計とすること。</p>
10	継続性	-		<p>継続性に係る要件は表3-1-14に記載する指標を遵守すること。</p>
11	情報セキュリティ対策			<p>各種セキュリティ対策について、発注者が定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。なお、当該情報セキュリティポリシーの記載以外に必要なセキュリティ要件及びより高度な非機能</p>

			要件を求めるものについては、表3-1-15のとおりとする。
12	システム環境・エコロジー	-	稼働する環境に関する事項として、ネットワーク、稼働環境、エコロジーに関する要件は表3-1-16のとおりとする。なお、表3-1-16の記載するシステム環境要件について、記載の基準値を満たせない装置等がある場合は、応札前（質疑応答期間中）に発注者と協議すること。

表3-1-1 管轄規模

項番	項目	件数等
1	管轄人口	477,481人
2	管轄面積	61.78 km ²
3	防火対象物数	22,335件
4	危険物施設数	684件
5	保安3法対象物数	481件
6	水利施設数	7,770件

(令和7年4月1日現在)

表3-1-2 消防施設数

項番	項目	施設数
1	消防局	1
2	管轄署所	14
3	その他関連施設（東大阪市役所）	1

(令和8年4月1日現在)

表3-1-3 条例定数

項番	項目	条例定数
1	消防職員	533人
2	消防団員	550人

(令和7年4月1日現在)

表3-1-4 消防車両数

項番	項目	車両数
1	消防ポンプ自動車	16台
2	はしご自動車	4台
3	化学自動車	2台

4	救急自動車	12 台
5	救助工作車	3 台
6	指揮車	3 台
7	特殊車両等	13 台
8	非常用消防ポンプ自動車	6 台
9	非常用救急自動車	7 台
10	その他車両	14 台

(令和7年4月1日現在)

表3-1-5 災害通報等受信件数

項番	種別	覚知種別	件数
1	災害通報	119番回線	35,045 件
		固定電話	3,136 件
		I P 電話	9,690 件
		携帯電話	22,219 件
		119番回線以外	4,415 件
2	非災害通報	119番回線	13,702 件
		固定電話	2,005 件
		I P 電話	1,811 件
		携帯電話	9,886 件
		119番回線以外	697 件

(令和6年消防年報から引用)

表3-1-6 災害件数

項番	種別	件数
1	火災	144 件
2	救急	38,530 件
3	救助	399 件
4	その他	2,481 件

(令和6年消防年報から引用)

表3-1-7 立入検査実施件数

項番	種別	件数
1	防火対象物	4,456 件
2	危険物施設	684 件

3	保安3法施設対象物	93件
---	-----------	-----

(令和6年消防年報から引用)

表3-1-8 主な許認可等・届出件数

項番	種別	項目	件数
1	許認可等	建築確認申請（消防同意）	1,482件
		危険物施設関係	95件
		保安3法対象物関係	35件
2	条例届出・申請	防火対象物使用開始届	525件
		消防用設備等設計届	590件
		少量危険物貯蔵取扱届	62件
		変電設備・発電設備・蓄電池設備等設置届	116件
		火炎とまぎらわしい煙等届	114件
		道路工事・露店開設等届	1,239件
		喫煙、裸火の使用、危険物品許可申請	48件
		その他	85件
3	法令届出	防火管理者選任（解任）届	812件
		防災管理者選任（解任）届	14件
		消防計画作成（変更）届	437件
		防災管理消防計画作成（変更）届	5件
		統括防火管理者選任（解任）届	10件
		全体についての消防計画届	7件
		工事整備対象設備等着工届	679件
		消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届	1,392件
		消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	6,309件
		その他	99件

(令和6年消防年報から引用)

表3-1-9 利用者数

項番	利用者区分	主な利用時間帯	利用者数
1	東大阪市消防局 (消防指令センター設置本部)	-	83人
	指令管制員	24時間（3部制）	21人
	情報管理担当（システム管理部門）	平日 9:00～17:30	3人
	毎日勤務者	平日 9:00～17:30	43人

		交替制勤務者	24 時間（3 部制）	16 人
2	東大阪市東消防署		-	114 人
	本 署	毎日勤務者	平日 9:00～17:30	12 人
		交替制勤務者	24 時間（3 部制）	48 人
	四条分署		24 時間（3 部制）	21 人
	布市出張所		24 時間（3 部制）	21 人
	額田出張所		24 時間（3 部制）	12 人
3	東大阪市中消防署		-	126 人
	本 署	毎日勤務者	平日 9:00～17:30	14 人
		交替制勤務者	24 時間（3 部制）	67 人
	北部分署		24 時間（3 部制）	21 人
	中新開出張所		24 時間（3 部制）	12 人
	若江出張所		24 時間（3 部制）	12 人
4	東大阪市西消防署		-	192 人
	本 署	毎日勤務者	平日 9:00～17:30	17 人
		交替制勤務者	24 時間（3 部制）	75 人
	布施分署		24 時間（3 部制）	34 人
	長瀬出張所		24 時間（3 部制）	12 人
	楠根出張所		24 時間（3 部制）	21 人
	上小阪出張所		24 時間（3 部制）	12 人
	大蓮出張所		24 時間（3 部制）	21 人

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

表 3-1-10 消防情報システムの主要なテーブルのデータ量

項番	システム名	テーブル名	レコード数
1	消防指令システム	目標物情報	3,000 件
2		支援情報	1,000 件
3		組織情報	100 件
4		住所情報	8,000 件
5		高速道路情報	1,000 件
6		職員情報	550 件
7		救急・医療機関情報	1,200 件
8		住民基本台帳情報	480,000 件
9		避難行動要支援者情報	15,000 件

10		緊急通報装置登録者情報	700 件
11	消防業務システム	共 thông 情報	65,000 件
12		予防業務関係情報	3,800 件
13		火災調査関係情報	3,600 件
14		備品・資機材関係情報	1,900 件

表 3-1-1-1 応答時間

項番	項目	応答時間 (目標値)
1	住所一覧/管内町丁名一覧表示	1 秒
2	同報判定表示	2 秒
3	目標種別一覧表示	3 秒
4	災害種別一覧表示	1 秒
5	出動部隊編成表示	3 秒
6	経路直近順位計算	3 秒
7	各種届出情報一覧表示	3 秒
8	出動指令書の出力時間 (指令管制員による操作から指令書の出力開始まで)	30 秒
9	支援情報表示	5 秒
10	署所等の拡声装置の起動 (指令管制員による操作から放送アンプの起動まで)	3 秒
11	発信地表示連動地図表示	5 秒
12	地図表示	2 秒
13	地図の拡大・縮小表示	1 秒
14	口頭指導プロトコル表示等	3 秒
15	レイヤー合成表示	1 秒

表 3-1-1-2 稼働時間・稼働率

項番	区分	稼働時間	稼働率 (目標値)
1	消防指令システム	24 時間	99.999%
2	消防業務システム	24 時間	99.9%

※1 稼働率は、稼働予定時間に対して実際に稼働した時間の割合であり、次の算式により算出する。

$$\text{稼働率 (\%)} = (1 - 1 \text{ 箇月の停止時間} \div 1 \text{ 箇月の稼働予定時間}) \times 100$$

※2 稼働予定時間とは、稼働すべき時間を指し、稼働時間から計画停電及び定期点検等、事前に計画した停止時間を除くものとする。

※3 停止時間とは、計画外で消防情報システムが停止していた時間、あるいは多数の職員が利

用できない状態にあった時間を指し、待機系システム等への切替えのために発生した停止時間、障害発生から本格復旧のために必要となった停止時間及び人為的なミスにより発生した停止時間等を含むものとする。

- ※4 冗長化構成されている部分のうち、一部分が停止した場合でも、冗長化によりサービスに支障をきたしていない場合は、停止時間として取り扱わないこととする。

表3-1-13 上限障害復旧時間

項番	区 分	上限障害復旧時間（目標値）
1	消防指令システム	2時間以内
2	消防業務システム	12時間以内

- ※1 上限障害復旧時間とは、消防情報システムに障害が発生した時刻から障害が復旧した時刻までに要した時間の許容最大時間である。

- ※2 障害が復旧した時刻とは、障害発生後、発注者が受注者に通知した時刻とし、障害が復旧した時刻とは、発注者が受注者から障害が復旧した旨の通知を受け、障害復旧を確認した時刻とする。

- ※3 障害復旧とは、消防情報システムの障害原因を排除し、正常に稼働することを確認し、発注者が通常の運用方法で使用可能な状態にあることとする。

表3-1-14 継続性要件

項番	区 分		要 件	
1	復 旧		障害発生時は、即時復旧対応を実施すること。	
2	バックアップ	取 得	バックアップを取得すること。	
3		取得間隔	ファイルデータ等バックアップの取得間隔は原則日ごとの定時とする。	
4			OS等の基本ソフトウェア、アプリケーション等については、設定変更、改修及びバージョンアップの都度バックアップを実施すること。	
5		取得対象	取得対象は、設計工程において発注者と協議の上、決定すること。	
6		復 元		データのバックアップは、複数世代の管理を行うこと。
7				復旧時には、直近でのバックアップ取得時点の状態を復元できること。

表3-1-15 情報セキュリティ要件

項番	種 別	要 件
1	主体認証	一部装置及び端末等については、ログインに際し、ID、パスワード等複数の認証情報の入力が必要とすること。
2	アクセス制御	一部装置及び端末等については、アクセスする権限のない職員等が

		アクセスできないように、システム上の制限ができること。
3		ソフトウェアのインストール、設定変更、メンテナンス操作等、特定の操作を行う場合は、ID等により操作者を認証すること。
4	ソフトウェアセキュリティ	各種ソフトウェア、セキュリティ及びバグ対策パッチについては、可能な限り最新バージョンを適用して納品すること。
5		OS等のセキュリティ及びバグ対策パッチについて、定義ファイルを最新に保てるようにすること。
6	ネットワークセキュリティ	原則インターネット等の不特定多数の指令管制員がアクセスできるネットワークとは接続しないこと。
7		インターネットと接続する場合は、適切なセキュリティ対策を実施した上で接続すること。
8		無線LANを使用する場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用すること。
9	情報漏えい	サーバ等は施錠されたラックに保管すること。
10		一部装置及び端末等については、ログインに際し、ID、パスワード等複数の認証情報の入力が必要とすること。

表3-1-16 システム環境・エコロジー

項番	区分	種別	要件
1	ネットワーク要件	119番回線	通信方式：直流式若しくは交流式又はIP方式に適合できること。
			仕様条件：TTC（一般社団法人情報通信技術委員会）標準 収容回線数：8回線（16ch）以上有すること。
2		119番迂回回線	通信方式：直流式若しくは交流式又はIP方式に適合できること。
			仕様条件：TTC（一般社団法人情報通信技術委員会）標準 収容回線数：2回線（2ch）以上有すること。
3		専用線	仕様条件：一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠すること。
			収容回線数：6回線（6ch）以上有すること。 次の接続先との接続が可能なこと。ただし、接続方式の変更又は廃止があった場合に対応できること。 ① 大阪府警察本部（接続方式：2Wメタル・L/D） ② 近畿日本鉄道株式会社 奈良線石切駅（接続方式：2Wメタル・R/D） ③ 近畿日本鉄道株式会社 けいはんな線新石切駅（接続方式：2Wメタル・R/D） ④ 阪神高速道路株式会社（接続方式：2Wメタル・R/D） ⑤ 西日本高速道路株式会社 近畿自動車道（接続方式：光・RING）

			⑥ 関西電力送配電株式会社（接続方式：2Wメタル・L/D）
4		携帯電話転送回線	通信方式：IP方式に適合できること 仕様条件：総務省消防庁消防本部間位置情報転送時のユーザ・ユーザ情報（UUI）定義書及び一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠できること。 収容回線数：発信1回線（2ch）以上有すること。 受信1回線（2ch）以上有すること。
5		局線	通信方式：IP方式に適合できること 仕様条件：一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠すること。 収容回線数：2回線（8ch）以上有すること。 15番号以上で使用できること。
6		内線	収容回線数：2回線以上有すること。
7		無線回線	収容回線数：10回線以上有すること。
8		指令回線	広域イーサネット網を利用した回線に対応可能なこと。 仕様条件：IEEE802.3（IEEE802標準化委員会） 収容回線数：16回線以上有すること。
9		新消防業務システムとの接続回線	新消防業務システムとの接続は、閉域網を利用すること。 収容回線数：2回線以上有すること。
10		緊急通報サービスの標準インターフェイスに係る接続回線	仕様条件：IEEE802.3（IEEE802標準化委員会） 収容回線数：4回線以上有すること。また、今後のサービス事業者の増加に対応できること。
11	システム環境要件	周囲温度	屋内装置：10℃～32℃までの範囲で正常に動作すること。 屋外装置：-5℃～50℃までの範囲で動作すること。
12		周囲湿度	屋内装置：20%～80%までの範囲で動作し、結露が発生しないこと。 屋外装置：20%～90%までの範囲で動作すること。
13		耐風速	屋外装置：最大瞬間風速 60m/s に十分耐え得る構造であること。
14		避雷	屋外装置：落雷時には、装置が受ける影響を最小限にとどめるよう避雷設備等を設け、防護対策を講ずること。
15		耐震	各装置の固定は、耐震対策を施すこと。
16		電圧	電源設備については、±10%の電圧変動範囲（入出力）で正常に動作すること。

17	エコロジー 要件	省電力化	新消防情報システムで導入する装置・機器等については、可能な限り低消費電力化を図ること。
----	-------------	------	---

4 画面に関する要件

新消防指令システム・新消防業務システムで必要な画面については、設計・開発工程（落札後）において発注者と協議の上、決定すること。

5 帳票に関する要件

新消防情報システムで必要となる帳票は、別紙4「新消防情報システムに求める帳票の一覧」のとおりとする。また、新消防業務システムに関しては、消防庁が定める「消防業務システム標準仕様書」第4章の「様式・帳票要件」を満たすこと。ただし、現行システムを参考に記載していることから、受注者が保有する製品の仕様と異なる場合や、より効果的・効率的に機能を実現するために必要であると発注者が判断した場合は、発注者と協議の上、追加又は統合等ができることとする。

6 データに関する要件

(1) データ要件

新消防情報システムで必要となるマスタファイル等のデータに求める要件は、次のとおりとする。

ア 将来的なシステム更新等に伴うデータ移行を想定し、消防庁が定める「標準化されたデータ要件」及び「消防業務システム標準仕様書」第5章の「データ要件・連携要件・文字要件」を満たすこと。また、「標準化されたデータ要件」のレイアウトに沿う形でデータを出力できること。

イ 消防庁が定める標準化されたデータ仕様ではない、独自のデータ仕様で新消防情報システムに接続するシステムがある場合は、別途消防庁が定めるデータ要件に沿った形で接続できるように変換すること。

ウ その他新消防情報システムのデータ要件については、消防庁が定めるデータ要件に準拠すること。なお、定めがないデータについては、発注者と協議すること。

エ 緊急通報サービスと連携されるデータに求めるデータ要件は、別途消防庁が定める「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」にも対応すること。

(2) データ項目

新消防情報システムの運用のために必要となるマスターファイル等のデータの一覧を表3-3に示す。ただし、当該表の記載事項は現行システムを参考に記載していることから、受注者が保有する製品の仕様と異なる場合や、より効果的・効率的に機能を実現するために必要であると発注者が判断した場合は、発注者との協議の上、追加又は統合等ができることとする。

また、以下は新消防指令システムに求める要件として例示しているが、新消防業務システムでも同様のデータを保持している場合は、双方で同期を取り整合性が保てるようデータ連携を行うこと。

表 3-3 データ項目一覧

項番	項目	概要
1	目標物データ	災害地点の検索目標、指令時の現場目標を管理する
2	支援情報データ	現場活動を支援するデータを管理する
3	組織データ	各課、消防署等の基礎データを管理する
4	住所データ	住所の名称、位置等のデータを管理する
5	高速道路データ	路線名、施設名、キロポスト等のデータを管理する
6	出動計画データ	災害種別、区分、出動車両、指令時の動作等を管理する
7	車両データ	車両の名称、車種等のデータを管理する
8	音声合成データ	音声合成装置から送出する音片データを管理する
9	職員データ	消防職員等の基礎データを管理する
10	順次指令データ	順次指令の動作情報、定型文等を管理する
11	救急・医療機関データ	救急・医療機関の基礎データを管理する
12	住民基本台帳情報データ	市役所から受領した住民基本台帳のデータを管理する
13	避難行動要支援者情報データ	市役所から受領した避難行動要支援者のデータを管理する
14	地図データ	基本地図、道路、描画データ等を管理する
15	メッセージデータ	指令台、AVM等のメッセージ定型文を管理する
16	電話帳データ	指令台の電話帳データを管理する
17	気象情報データ	指令台から発信を行う警報、注意報等のデータを管理する
18	電話局データ	指令台に入電する電話局の基礎データを管理する
19	移動局データ	消防救急デジタル無線の移動局を管理する
20	項番 1～19 の バックアップデータ	項番 1～19 同様

7 インターフェイスに関する要件

新消防指令システム・新消防業務システムと連携する関連システムの連携概要は、表 3-4 のとおりとするが、詳細については、本業務の設計段階において、発注者と協議の上、決定するものとする。なお、緊急通報サービスとの接続については、消防庁が定める「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」で示されるインターフェイス一覧の仕様に原則対応すること。

表 3 - 4 関連システムの連携概要

システム名	連携方向	関連システム名	連携概要
消防指令システム	←←←	気象情報収集装置	観測情報、気象情報(警報・注意報等)の取込み
	→→→	災害状況等自動案内装置	事案情報の引渡し
	→→→	順次指令装置 (E-mail 指令)	事案情報の引渡し
	→→→	外部地図連携システム	災害地点情報の連携
	→→→ ←←←	高所監視カメラ情報収集システム	災害地点情報の連携 映像情報の取込み
	←←←	署所監視カメラ映像伝送システム	映像情報の取込み
	←←←	F A X 1 1 9	F A X 画像の取込み
	←←←	N e t 1 1 9 緊急通報システム	位置情報等の事案情報の取込み
	→→→ ←←←	映像通報システム	電話番号の引渡し 位置情報の取込み
	→→→	A E D 運搬支援システム	位置情報の取込み
	←←←	現場映像伝送システム	映像情報の取込み
	→→→ ←←←	災害情報共有システム	事案情報の引渡し 映像情報の連携
	→→→ ←←←	消防業務システム	事案情報の引渡し 台帳情報等の取込み
	→→→	消防業務支援地図情報システム	台帳情報等の引渡し
	←←←	大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム (O R I O N)	救急活動情報の引渡し
	←←←	ヘリコプターテレビ電送システム	映像情報の取込み
	←←←	全国瞬時警報システム	緊急情報の取込み
	→→→	ホームページ連携装置	事案情報の引渡し
	→→→ ←←←	大規模災害対応支援システム	事案情報の引渡し 事案情報の取込み
	→→→	消防団活動支援システム	事案情報の引渡し
→→→ ←←←	消防救急デジタル無線システム	音声通信・非音声通信	
消防業務システム	←←←	大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム (O R I O N)	救急活動情報の引渡し
	←←←	職員情報システム (I P K)	職員情報の取込み

第4章 その他システムに求める要件

新消防指令システム・新消防業務システムと連携し、本業務で構築が必要となる各装置群に求める要件については、次のとおりとする。なお、各システムの装置要件は、別紙3「新消防情報システムに求める装置要件」のとおりとする。

1 高所監視カメラ情報収集システム

(1) 概要

本システムは、災害や事故等の早期発見や災害状況を俯瞰的に把握し、初動体制等の迅速化及び警防活動の的確化を図るため、高所に設置したカメラからの映像をリアルタイムに消防指令センター等へ伝送するシステムである。

(2) カメラ設置場所

- | | |
|-------------------|----|
| ア 東大阪市消防局 | 1基 |
| イ 東大阪市役所（北東角、南西角） | 2基 |

(3) 機能要件

- ア 撮影した映像を消防指令センターに設置する操作卓に伝送できること。
- イ 操作卓から、映像の録画、カメラの望遠・広角撮影、旋回等の制御ができること。
- ウ プライバシー保護のため、あらかじめ指定した範囲にズームアウト、マスキング等の設定ができること。なお、災害時には容易に解除できること。
- エ 消防指令センターに設置する大型表示盤、多目的情報表示装置等、警防作戦室に設置する大型表示盤等に外部出力できること。詳細は、発注者と協議の上、決定すること。
- オ 自動出動指定装置と連動し、災害種別に応じて、災害地点方向の撮影及び録画が自動制御できること。
- カ 指令管制員の手動操作により、外部記録媒体等に映像を保存できること。
- キ 指令管制員の操作により、東大阪市危機管理室に映像を提供できること。

2 災害情報共有システム

(1) 概要

本システムは、消防指令センターで取り扱う災害・救急事案情報、各車両の動態状況、現場映像伝送装置や高所監視カメラ映像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システム等の現場映像を共有するシステムである。

(2) 機能要件

- ア ネットワークに接続した端末から災害・救急事案情報を閲覧、検索できること。
- イ 活動中及び終了した災害・救急事案情報を一覧で表示し、定期的に自動更新すること。
- ウ 事案の概要（受付時間、指令時間、災害種別、災害地点の住所・地図、車両動態、活動状況等）を閲覧できること。
- エ 表示できる地図の種類、範囲等は、地図等検索装置と同様とすること。
- オ 全ての車両等の最新状況を一覧表示し、定期的に自動更新すること。また、車両を選択し、当該車両を中心として地図が表示できること。
- カ 各種現場映像を閲覧できること。

キ タイムライン機能及び手書きメモ入力機能を有すること。

3 指揮支援システム

(1) 概要

本システムは、災害現場に設置した現場指揮本部において、消防指令センター、消防業務システム、災害情報共有システムの情報や映像情報等を共有し、現場指揮活動を効率的に支援するシステムである。

(2) 機能要件

- ア 指令情報及び災害地点の地図が表示（他の事案を含む。）できること。
- イ 他隊の動態及び位置情報が表示できること。
- ウ 地図上に署外活動中の車両マークを表示し、車両マークは活動状況が色で判別できること。
- エ 消防指令センター、管轄署所及び他隊との間で、地図への書き込みやタイムライン機能等による情報共有が行えること。
- オ 消防業務システムの操作が行えること。
- カ 災害情報共有システムの操作が行えること。
- キ 各種活動マニュアル等の支援情報を容易な操作で閲覧できること。
- ク 万一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。
 - (7) 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。
 - (イ) ID、パスワードにてログイン管理を行えること。
 - (ウ) 起動後、無操作で設定した時間が経過した場合、画面がロックされること。

4 救急業務支援システム

(1) 概要

本システムは、救急活動に係る指令から搬送、報告書の入力までの一連の救急業務を総合的に支援するシステムである。救急活動の迅速な活動記録、搬送先医療機関との情報連携など、救急搬送の質の向上及び情報の一元化を図るものである。

(2) 機能要件

- ア 消防業務システムと連携し、救急事案管理システムと同様の項目が入力・登録できること。
- イ 救急事案管理システムで管理している項目と傷病箇所入力用の人体図イメージを組み合わせで搬送記録表を入力できること。
- ウ モバイルプリンタを使用し、入力した傷病者情報を基に搬送記録表等が印刷できること。
- エ 指令情報を受信し、当該情報及び災害地点の地図が表示（他の事案を含む。）できること。
- オ 他隊の動態及び位置情報が表示できること。
- カ 災害情報共有システムの操作が行えること。
- キ 万一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。
 - (7) 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。
 - (イ) ID、パスワードにてログイン管理を行えること。
 - (ウ) 起動後、無操作で設定した時間が経過した場合、画面がロックされること。

(3) 大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（以下「ORION」という。）連携

- ア ORIONに入力した情報を消防業務システムに連携できること。また、発注者が求める全

ての情報が反映できることとし、登録番号等の入力が重複しないよう留意すること。詳細は、発注者と協議の上、決定すること。

イ 今後、ORIONの改修により、連携項目の追加が必要になった場合等に、容易に対応できること。

5 査察業務支援システム

(1) 概要

本システムは、防火対象物や危険物施設等に関する情報を査察現場で閲覧、検索、入力等でき、結果通知書等の書類交付までの予防査察業務を効率化するシステムである。

(2) 機能要件

ア 消防業務システムと連携し、各種予防業務サブシステムと同様の項目が入力・登録できること。

イ モバイルプリンタを使用し、入力した査察情報を基に立入検査結果通知書等が印刷できること。

ウ 指令情報を受信し、当該情報及び災害地点の地図が表示（他の事案を含む。）できること。

エ 他隊の動態及び位置情報が表示できること。

オ 災害情報共有システムの操作が行えること。

カ 万一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。

(ア) 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。

(イ) ID、パスワードにてログイン管理を行えること。

(ウ) 起動後、無操作で設定した時間が経過した場合、画面がロックされること。

6 ヘリコプターテレビ電送システム表示装置

(1) 概要

本装置は、大阪市消防局の消防・防災ヘリコプターから無線で送信される映像を専用タブレットで受信し、消防指令センター等で表示する装置である。

(2) 機能要件

ア 専用タブレットは既設のものを使用すること。

イ 受信した映像を消防指令センターの大型表示盤や多目的情報表示装置等、警防作戦室に設置する大型表示盤等に表示できること。詳細は、発注者と協議の上、決定すること。

ウ 災害情報共有システムと連携すること。

7 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）受信装置

(1) 概要

本システムは、全国瞬時警報システム（以下「J-A L E R T」という。）による消防庁からの弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を管轄署所及び消防車両に緊急同時通報するシステムである。

(2) 機能要件

ア 消防庁が定める「全国瞬時警報システム設備標準仕様書」に準拠すること。

イ 全国瞬時警報システム業務規程第4条第1項及び第2項に定める情報に対応すること。

- ウ J-A L E R Tで提供される情報を管轄署所及び消防車両に対して、緊急情報を一斉送信できること。連携する緊急情報及び送出方法等は、発注者と協議の上、決定すること。
- エ 受信した情報を画面で表示し、音声で通知すること。また、受信情報に応じて、回転灯ブザーを起動通知できること。
- オ 受信した情報の記録及び受信情報が蓄積できること。また、蓄積した情報を表示及び印刷できること。
- カ 訓練用データを配布できること。
- キ J-A L E R Tのソフトウェアバージョン等について、インターネット回線を経由したソフトウェアのメンテナンスが行えること。

8 大規模災害対応支援システム

(1) 概要

本システムは、風水害や地震災害、多数傷病者事案などの大規模災害等が発生したときに、警防作戦室において、関連する事案の発生や対応状況を一元的に集約し、それらを警防本部及び各消防署で共有することで、災害活動方針の意思決定や迅速で的確な指揮統制を支援するシステムである。大規模災害対応支援システムの概略図は、図4-1のとおりとする。

(2) 機能要件

- ア 指令台と連携して、各種情報（消防指令システムの情報、GISデータ、活動隊からの映像情報等）をリアルタイムに各拠点（各署所等）間で共有できること。
- イ 各種情報をテーブル型タッチディスプレイ及び電子黒板型タッチディスプレイにリアルタイムで共有できること。
- ウ 各種情報の分析や作戦の立案のため、テーブル型タッチディスプレイ及び電子黒板型タッチディスプレイでデータ整理及び加工等ができること。
- エ 指揮タブレット等の各端末に加工したデータをリアルタイムで情報共有できること。
- オ 指令台と連携して災害事案の一覧及び災害対応状況を表示できること。
- カ 災害事案を記録及び集約し、時系列で一覧表示できること。
- キ 災害事案ごとに緊急度を分類できること。
- ク 車両の最新動態情報を一覧表示できること。
- ケ 警防本部及び各拠点（各署所等）で災害事案を登録し一元管理できること。
- コ 必要に応じて、登録している災害事案の一覧表を出力することができること。
- サ 災害地点を地図上に図示し、災害状況及び内容を関連付けることができること。
- シ 登録している災害事案を指令する場合、音声指令の送出かデータ指令の送出を実施するか任意で選択できること。

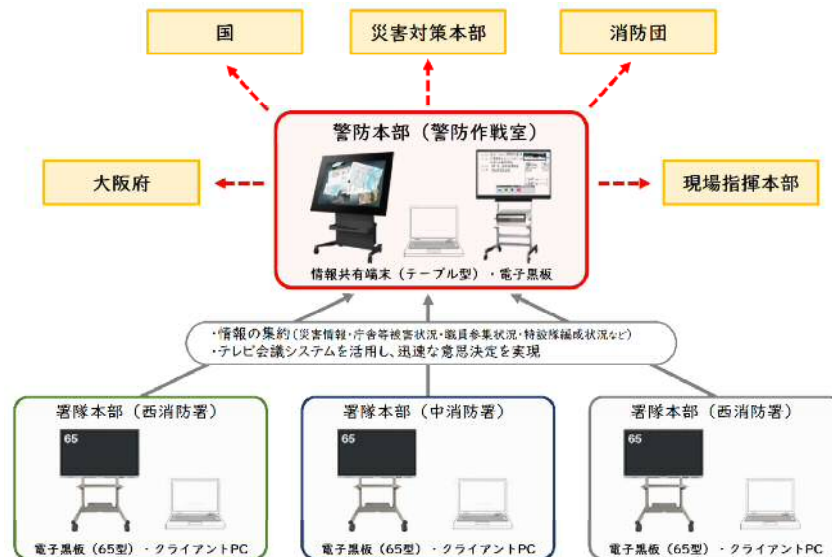


図 4 - 1 大規模災害対応支援システム概略図

9 TV会議システム

(1) 概要

本システムは、警防本部及び各消防署間でテレビ会議を行うシステムである。大規模災害等では、大規模災害対応支援システムと併せて使用することで、迅速かつ的確な指揮統制を実現することができる。

(2) 機能要件

- ア 警防本部と各消防署の 4 箇所を同時に接続できること。
- イ 警防作戦室の大型表示盤に出力できること。
- ウ スピーカ、マイクは、警防作戦室に十分拡声・集音できること。
- エ スピーカ、マイク及びカメラは、容易に接続・設置できること。

10 消防団活動支援システム

(1) 概要

本システムは、消防団員の活動を円滑に支援するため、出動指令の受信、出動可否、車両動態の管理、現場情報の共有、活動報告、報酬計算まで一元管理し、消防団の災害対応力を向上し、また煩雑な事務の効率化を行うシステムである。

(2) 機能要件

- ア ASP (Application Service Provider) 方式のアプリケーションを利用すること。
- イ 消防指令システムと連携し、消防団員が所有するスマートフォン等に出動指令をプッシュ通知できること。また、マナーモード中でも喚起音を鳴動させることが可能であること。
- ウ 出動指令を受信した消防団員が当該災害への出動可否を報告できること。
- エ 消防団車両の動態を登録し、地図上に表示できること。また、定期的に表示内容を自動更新すること。
- オ 出動報告書を作成し、当該報告書を基に報酬等を自動計算できること。
- カ 指定したフォーマットで外部出力できること。

11 付属品・予備品

本業務に必要となる付属品及び予備品については、表４－１のとおりとする。

表４－１ 付属品・予備品

項番	名 称	数 量	備 考
1	指令台用椅子	13 脚	24 時間勤務に耐えうる造りで、指令管制員の負担軽減となる構造 背もたれ、肘掛付き、ガス昇圧式
2	指令台用可搬型袖机	13 台	キャスター付き
3	指令官用机	1 台	1,400mm×700mm
4	指令官用椅子	1 台	背もたれ、肘掛付き、ガス昇圧式
5	機器収納ラック	1 式	19 インチラック
6	ヘッドセット	30 個	予備品
7	タッチペン	10 個	予備品
8	マウス	10 個	予備品
9	指令管制員呼出装置（携帯型受信機）	14 式	送信機、中継機（4 階部分）、回転灯（4 階食堂）を含む。
10	指令課事務室用ドアホン	1 台	
11	警防作戦室用長机	13 台	折り畳み式
12	警防作戦室用椅子	34 脚	
13	ホワイトボード	5 台	1,800mm×900mm
14	音響装置	1 式	天井吊下げ式スピーカ 2、マイク 5
15	セキュリティカード発行機	1 台	
16	カードプリンタ	4 台	
17	大型スキャナ	4 台	A1 サイズ
18	火災調査隊用デジタルカメラ	5 個	
19	警防業務用デジタルカメラ	30 個	
20	警防地図／携帯用林野警防地図	50 部	
21	紹介用パンフレット	3,000 部	新消防情報システムの概要
22	紹介用 DVD	100 枚	新消防情報システムの概要
23	付属品	必要数	発注者と別途協議すること。
24	消耗品	必要数	発注者と別途協議すること。

25	予備品	必要数	発注者と別途協議すること。
----	-----	-----	---------------

第5章 業務の実施内容

1 業務実施計画書の作成

受注者は、業務を実施するにあたり、本契約締結後14日以内に、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。なお、業務実施計画書の策定に当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 業務実施計画書には、委託業務の内容、実施体制及び役割、委託業務のプロジェクト管理方法（コミュニケーション管理・体制管理・作業管理・品質管理・リスク管理・課題管理・情報セキュリティ管理等）、スケジュール、納入成果物一覧に関する記載を含めること。
- (2) 設定・開発に加え、管轄署所との調整、関連システムとの調整、テスト及びデータ移行の内容並びに実施期間を十分に考慮したスケジュールを策定すること。
- (3) 効率的・効果的な人的計画を行い、万全な体制を検討の上、体制管理を策定すること。
- (4) 設定・開発が手戻る等、必要機能の漏れを防ぐための対策を検討の上、リスク管理や課題管理を策定すること。
- (5) 受注者は、管轄署所における作業員の入出管理を行うものとする。

2 設 計

受注者は、設計に際しては、次の作業を実施すること。

- (1) 本業務における設計範囲は、新消防情報システムに係る機能設計、ソフトウェア・ハードウェア・ネットワーク構成設計、画面設計、帳票設計、パッチ設計、テーブル・ファイル設計及び外部インターフェイス設計とする。なお、パッケージ製品導入の場合は、カスタマイズ部分の設計とする。
- (2) 受注者は、設計に係る内容を記載した設計書を作成し、発注者の承認を得ること。なお、指令管制業務の標準的な業務フローを別紙5のとおり参考に示す。
- (3) 受注者は、新消防情報システムへの移行の方法、環境、ツール及び段取り等を記載したシステム移行計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、次の作業内容等を取りまとめた運用保守業務計画書の案を作成し、発注者の承認を得ること。
 - ア 定常時における作業内容とその想定スケジュール
 - イ 障害発生時における作業内容
 - ウ 将来的なシステム更新までの間に計画的に発生する作業内容とその想定される時期等
- (5) 大規模地震時等にも耐えられる設計及び設置を行うとともに、主要基幹システムのバックアップ対策を強化し、安全性を保持すること。
- (6) 災害現場の活動隊と消防局等において、迅速かつ円滑に情報共有を可能な設計とすること。
- (7) 機能要件を実現する上で、業務効率化、運用コスト削減等の観点で有効と思われる技術（指令管制業務の自動化、指令管制業務の支援機能、外部連携の仕組み等）や新技術があれば提案すること。ただし、実装の有無については、発注者と協議の上、決定とすること。

3 開発・テスト

受注者は、開発・テストに際しては、次の作業を実施すること。

(1) 開発

受注者は、ソフトウェア、機器等の開発を伴う場合（カスタマイズ部分の開発を含む。）、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等）の実施主体、手順及び方法等を定めた文書を発注者へ提出し、発注者の承認を得ること。

(2) テスト

受注者は、表5-1に記載する各テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。なお、各テスト（受入テストを除く。）については、実施した結果を発注者に報告すること。

表5-1 テスト一覧

項番	項目	概要
1	単体テスト	新消防情報システムを構成する装置の製造において、各機器単位の動作確認を行うこと。
		新消防指令システムを構成するソフトウェアの開発において、各機能のモジュール単位又はモジュール単体結合において動作確認を行うこと。
		パッケージ製品利用の場合は、カスタマイズ部分の動作確認を行うこと。
		単体テストについては、受注者が管理する施設で行うこと。
2	結合テスト	受注者は、単体テストにて機能の実装が確認できたプログラム等を相互に結合し、プログラム等のインターフェイスが正しく実装されていることを確認すること。
		原則、結合テストは受注者が管理する施設で実施するものとし、発注者が管理する施設で行う場合は、発注者と協議すること。
		パッケージ製品利用の場合は、カスタマイズ部分のみを結合テストの対象とする。
3	総合テスト	新消防情報システムを構成する装置等を業務対象場所に据付及び調整を行い、ソフトウェアを実装した状態において、業務の流れを想定した一連の機能の動作確認、性能評価、障害時の切替え試験等を行うこと。
		新消防情報システムと連携する関連システム及び管轄署所との接続テストを行い、一連の機能の動作確認、性能評価等を行うこと。
		原則、総合テストは発注者が管理する施設で実施すること。
4	受入テスト	総合テストの終了後、発注者との共同作業によって、本番の業務を想定した一連の機能の動作確認、性能評価、障害時の切替え試験等を行うこと。
		受注者は、発注者が受入テストを実施するに際して、環境整備、運用等の支援を行うこと。

4 移 行

受注者は、移行に際して、次の作業を実施すること。

(1) データ移行

- ア 本番環境へのデータ移行作業について、開始・終了条件、移行実施体制と役割、移行作業、スケジュール等を記述したデータ移行計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- イ データ移行計画書に基づき、データ移行作業等が安全かつ迅速に行えるよう、移行の準備・導入・検証の手順、各作業のタイムチャート及び作業体制図等を示すデータ移行手順書を作成し、発注者の承認を得ること。
- ウ 新消防情報システムの設計内容等を考慮し、移行データの形式、範囲、受渡媒体、タイミング及び文字コード、移行対象データのクレンジング依頼等、現行システム事業者に対して移行データの仕様を提示するための移行データ仕様書を作成し、発注者の承認を得ること。
- エ 受注者は、可能な限り発注者に負荷を与えることなく、データ移行作業を実施すること。なお、データ移行作業については、認識に齟齬が発生しないよう、作業に関する不明点がある場合は、発注者と協議すること。
- オ データ移行作業において不要となった電磁的記録は、適切な方法で速やかに廃棄又は発注者に返却すること。
- カ 現行システムからのデータ抽出作業は、データ移行計画書に基づき現行システムの運用保守事業者が実施する。移行データが必要となる場合は、現行システム事業者が余裕を持って現行データ抽出作業を行えるように、事前に発注者と協議の上、スケジュールを決定すること。
- キ 受注者は発注者から受領した移行データ（管轄署所分を含む。）を、新消防情報システムで利用できる形式に変換し、データ移行作業を実施すること。
- ク データ移行作業における正確性及び効率性を考慮し、データ移行プログラムを作成すること。また、データ移行プログラムが正常に動作することを検証すること。
- ケ 受注者は、データ移行本番までにデータ移行試験を実施し、新消防情報システムへ投入したデータの正当性を確認し、発注者の承認を得ること。
- コ データ移行に必要なコンバートツールは、受注者にて用意すること。
- サ 受注者が入力したデータの確認作業は、発注者が行うものとする。
- シ データ移行作業は、「標準化されたデータ要件」を用いてデータの移行を行うこと。
- ス 「標準化されたデータ要件」で定義しているデータの中で、新消防情報システムでは使用しておらず、移行対象ではないデータがある場合は、「標準化されたデータ要件」を使わなくてもよい。
- セ 「標準化されたデータ要件」で定義していないデータを移行する必要がある場合は、現行システムから出力するデータの仕様等を発注者と協議の上、データ移行を行うこと。

(2) システム移行

- ア 現行システムから新消防情報システムへの業務引継ぎ等が円滑に遂行できるよう、作業項目、工程及び実施体制を示したシステム移行計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- イ システム移行は、運用への影響が最小限となる手法で実施することとし、システム停止時間が最短時間となる方法を選択すること。受注者は、システム移行本番までにシステム移行リハーサルを実施するとともに、システム移行の実現性を確認し、発注者の承認を得ること。
- ウ システム移行に際し、現行システムに不具合が生じないよう十分配慮し、作業を行うこと。

エ システム移行リハーサル及び本番のシステム移行においては、十分な支援体制を確立し、問合せ及びトラブル発生時には、迅速に対応すること。

オ 受注者は、データ移行本番の実施後、システム移行結果報告書を作成し、発注者の承認を得ること。

カ 受注者は、可能な限り発注者に負荷を与えることなく、システム移行作業を実施すること。
なお、システム移行作業については、認識に齟齬が発生しないよう作業に関する不明点がある場合は、発注者と協議すること。

キ 受注者は、管轄署所へ設置する装置・機器について、利用開始に必要なセットアップ作業を行うこと。

(3) 保有データの有効活用

現行システムにおける既往の運用データや情報資産等については、発注者と協議の上、新システムの一部に取り入れて運用できるよう工夫すること。

5 機器据付・調整作業

(1) 現地調査

受注者は、機器搬入・設置に係る現地調査について、次の作業を実施すること。

ア 受注者は、搬入・設置に必要な現地調査を行う場合は、あらかじめ現地調査工程表を作成し、発注者の承認を得ること。

イ 受注者は、調査の実施に当たっては、調査の目的、調査場所の利用目的等を十分認識し、予定される機器の設置場所、フロアの耐荷重、電源の確保、機器設置上の課題等を把握するとともに、周辺環境にも十分留意すること。

ウ 受注者は、現地調査実施後は、現地の状況を示す写真とともに、現地調査実施報告書を取りまとめ、発注者へ報告すること。

エ 現地調査に必要な資機材等は、受注者の負担で準備すること。

(2) 石綿（アスベスト）含有事前調査

ア 本業務における機器据付・調整作業に先立ち、表7-3の作業場所について、当該建築物等における作業の安全性の確認のため、石綿含有建材の使用の有無についての事前調査を行い、調査結果を発注者に提出すること。また、関係法令に則り、関係機関への報告・届出等を迅速に行うこと。

イ 調査において必要な資料等については、受注者の求めに応じて発注者から提供する。

ウ 石綿が含有していると判明した作業場所について、除去等に係る費用は、受注者が負担すること。

(3) 共通的な要件

受注者は、消防指令センター及び管轄署所における機器搬入・設置について、表5-2に記載する要件を遵守すること。

なお、表5-2では、各設置場所で共通して発注者が遵守すべき条件を記載しており、各設置場所の制約や設置される機器の仕様等により追加で遵守する要件は第5章. 5. (4) (個別要件) のとおりとする。

表5-2 共通的な要件

項番	分類	項目	要件
1	据付に係る要件	承認	<p>受注者は、据付等を実施する際は、装置の設置位置、配線方法、据付補強等を考慮した実施要領書を事前に提出すること。</p> <p>実施要領書は、消防指令センター及び管轄署所ごとに作業内容、計画、手順等が分かるように作成すること。なお、作業期間中に入出入りする作業員名簿を添付すること。</p> <p>完了時に完成図書を作成し、発注者へ提出すること。</p>
		耐震	<p>受注者は、大型表示盤、ラックや天井吊り下げモニタ等のアンカーボルト等で固定する必要がある構造物に関しては、建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター2014年版）に基づき耐震計算書を提出し、発注者の承認を得た後に装置を据付すること。</p> <p>メーカ仕様の施工方法、重量内で設置する場合は、耐震計算書でなく、対象装置の耐震計算資料や震試験結果等の耐震強度がわかる資料の提出でも可能とする。</p> <p>機器の据付は耐震を考慮し、堅ろう強固に行うこと。</p>
2		マーキング	<p>装置等設置に伴うマーキング及びレベリングを実施すること。</p> <p>アンカー打設時には、あらかじめ埋蔵物の有無等を確認の上、実施すること。</p>
3		補強	<p>補強を必要とする装置の下には、原則として架台を設置すること。</p> <p>架台には、二重床用のアングルを取り付けること。</p>
4		防火	<p>防火区画を貫通してケーブル等を敷設する場合は、防火区画の埋戻し及び防火処理を施すこと。</p> <p>指定された場所以外では、火気の使用は厳禁とする。</p>
5		ケーブル	<p>ケーブルの敷設は、機器配置図に配線を記載し、敷設ルート順序を決定すること。</p> <p>ケーブルの色は、施工前に発注者の承認を得ること。</p> <p>ケーブルには、目視可能となる点検口付近等ごとに回線種別、接続元及び接続先を記載したタグを付けること。</p> <p>機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは、確実に接続の上、ほう縛整理すること。</p> <p>電気通信事業法に定める規格と同等又はそれ以上のものを使用するものとし、誘導のおそれがある機器相互間の</p>

			配線はシールド線を使用するものとする。
		配線・配管	配線については、電線管ダクト、フリーアクセス床及びケーブルラック等を使用して配置すること。
			誘導のおそれのある音声系統及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の誘導を生じないよう十分に配慮し施工すること。
			配線の建物への引込みは、防水処理及び水切り対策を施すこと。
6	調整に係る要件	調 整	設置する装置について、システム移行前にテストを実施すること。
			調整時には実障害を想定し、複数の想定で予備系に安全に切り替わる動作確認を行うこと。
			指令制御装置に接続する回線は、対向試験を行うこと。
			機能ごとに動作確認を行うこと。
			各機能相互間の動作確認を行うこと。
			関連システムの機能に影響を与えないよう動作確認を行うこと。
			装置間の総合調整を行うこと。
		既設設備の接続に際しては、既設設備側に障害等の影響を与えないよう十分配慮し、接続試験を行うこと。	
		切替え	令和10年1月までに新旧システムの切替え環境を整え、確実に切替えを行うこと。なお、切替え日は発注者と協議の上、決定すること。
		電波障害	受注者は、電波障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、迅速に調査し対策を講ずるものとする。
		作業通知	毎日の作業予定は、あらかじめ発注者に通知するものとする。
			通知後に作業内容に変更が生じた場合は、変更内容を発注者に通知するものとする。
			現用設備に影響を与えるおそれがある場合は、作業の実施にあたり発注者に連絡の上、その指示を受けるものとする。
7	安全管理に係る要件	安全衛生責任者の配置	作業を実施するにあたり、安全衛生責任者を指定すること。
			労働安全衛生法に基づき、安全衛生責任者の選任を必要としない(関係請負人の労働者を含めて常時50人未満)場合においては、安全衛生責任者の代わりに安全責任者

			を指定すること。
	人身事故		作業に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適切に使用すること。
			仮設構造物を設置する場合は、施工中の条件に十分耐えうる構造とし、常に点検・補修を行うこと。
			架空ケーブル敷設等の高所作業において、高所作業車を使用できない場合は、昇降用転落防止器具を使用すること。
			重量物、長尺物等の運搬・搬入・搬出における取扱いは、荷崩れ、落下等が生じないように慎重に行うこと。
			充電電路を取り扱う場合は、検電器、絶縁用保護具を使用する等、感電防止措置を講ずること。
			毒劇物、揮発油、火薬類等の取扱い及び保管にあたっては、火気、摩擦、衝撃等に注意し安全な場所に保管する等、危険防止に努めること。
		設備事故	
			設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに発注者及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。
			発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。
			発生した事故の原因・内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに発注者へ提出すること。

(4) 個別要件

機器搬入・設置について、上記表5-2の要件以外で、設置場所に応じて受注者が追加で遵守すべき事項は次のとおりである。

ア 消防指令センターに係る要件

(ア) 消防指令センター設備

- a 指令台、大型表示盤等装置の据付は、架台、固定金物等により耐震対策を実施し、ディスプレイやラック上にある装置（ノート型端末を除く。）は転倒防止金具にて固定すること。
- b ケーブル配線は、フリーアクセス床下に整理の上、引き流し配線とすること。ただし、他のケーブルと同ルートを通すことが不適切であると発注者が認める場合は、モール等で新たなルートを敷設すること。
- c 新消防指令センターのレイアウトを図5-1のとおり参考に示すが、より効果的な運用ができる配置について、発注者と協議の上、決定すること。

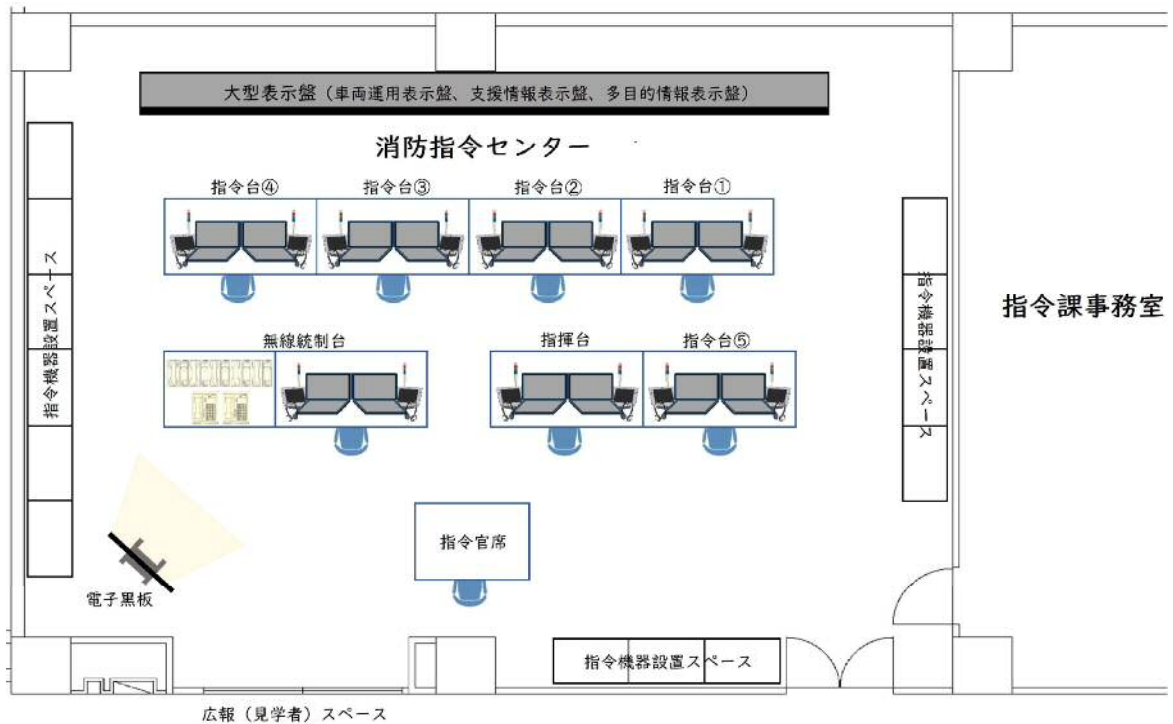


図5-1 新消防指令センターレイアウト図

(イ) 通信機械室設備

- a ケーブル配線は、フリーアクセス床下に整理の上、引き流し配線とすること。ただし、他のケーブルと同ルートを通すことが不適切であると発注者が認める場合は、モール等で新たなルートを敷設すること。
- b 装置は、通信機械室に設置する専用ラックに収容し、架台、固定金物等により耐震対策を実施し、ディスプレイやラック上にある装置は転倒防止金具にて固定すること。

(ロ) 警防作戦室設備

- a 装置は、固定金物等により耐震対策を実施し、ディスプレイやラック上にある装置は転倒防止金具にて固定すること。
- b ケーブル配線は、フリーアクセス床下に整理の上、引き流し配線とすること。ただし、他のケーブルと同ルートを通すことが不適切であると発注者が認める場合は、モール等で新たなルートを敷設すること。
- c 新警防作戦室のレイアウトを図5-2のとおり参考に示すが、より効果的な運用ができる配置について、発注者と協議の上、決定すること。

(ハ) 見学通路設備

- a 見学通路の壁面に消防指令センター及び警防作戦室を紹介するグラフィックサイン（壁面シート貼）を設置すること。

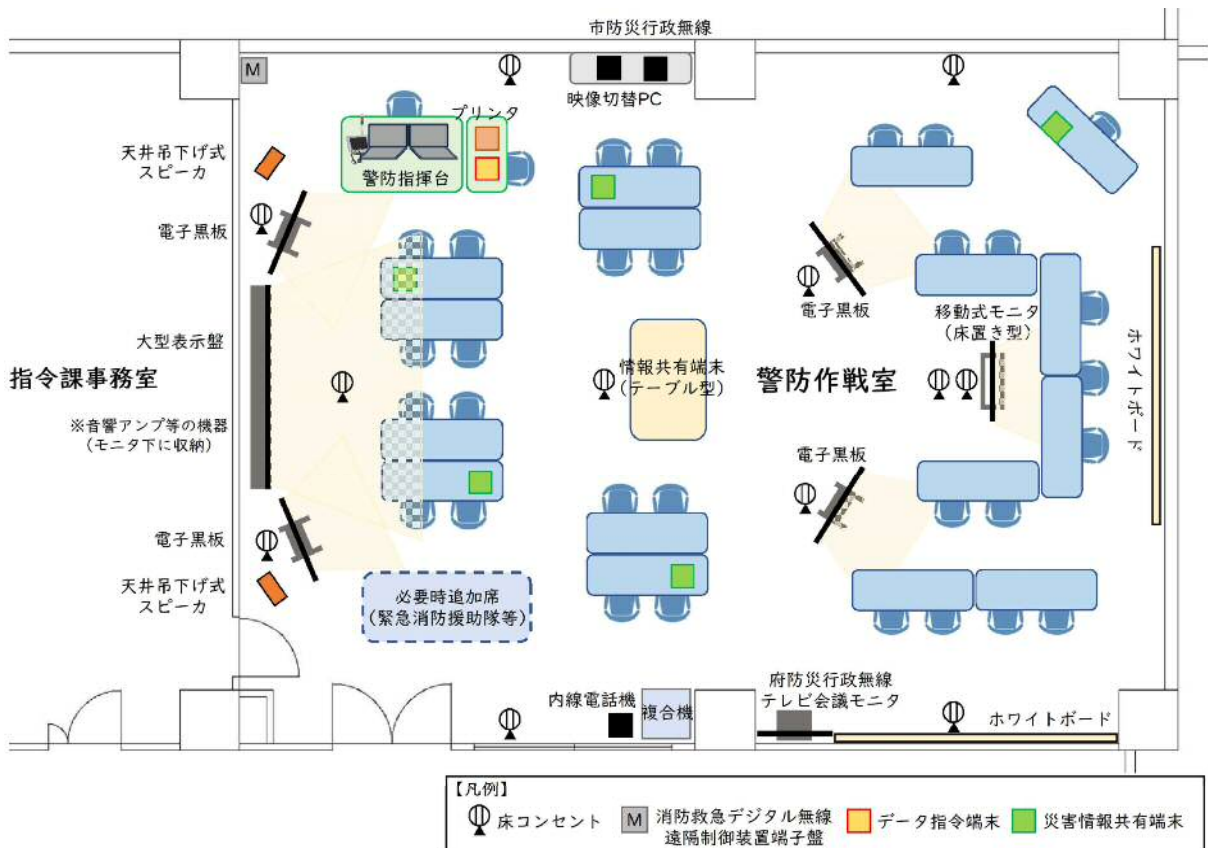


図5-2 新警防作戦室レイアウト図

イ 管轄署所に係る要件

(7) 通信系設備

- a 署所端末装置等（ノート型端末は除く。）は、事務室机の上に据付、転倒防止金具等にて固定すること。
- b ケーブル配線は、フリーアクセス床下及び床ダクトに整理の上、引き流し配線等とすること。ただし、他のケーブルと同ルートを通すことが不適切であると発注者が認める場合は、モール等で新たなルートを敷設すること。

(i) 電源系設備

- a 無停電電源装置は、既設機器と同様の場所（移設する必要がある場合は、別に指定する場所）に設置し、架台、固定金物等により耐震対策を実施すること。
- b 電源線配線は、露出配線又は既設配管、ダクト、フリーアクセス床、ケーブルラック等を使用して配置すること。
- c 電源装置の入力電源は、既設G C分電盤の既設ブレーカーを使用するが、ブレーカー容量が足りない場合は、ブレーカー及び電源線を取り換えること。また、必要に応じて分電盤の改修又は分電盤の新設を行うこと。

ウ 車両設備に関する要件

- (7) 各車両には、車両運用端末装置を設置すること。また、当該端末装置を固定するアーム等の台座については、新品に取り換えること。ただし、これにより難しい場合は、発注者と協議の上、決定すること。
- (i) 消防情報システム稼働時に全て車載端末の入替え及び稼働が開始できるよう、現行車載端

末との並行設置や現行システムとの接続等の必要な作業を行うこと。

(5) 既設設備の撤去

受注者は、消防指令センター、管轄署所における既設設備の撤去について、次の作業を実施すること。

ア 既設設備の移動及び撤去を的確に実施すること。なお、作業実施に際しては、必要な養生及び申請手続等を行うこと。

イ 不要となる既設機器について、解体、撤去及び搬出を行うこと。

ウ 既設機器内の電磁記録媒体は、データを完全に消去し、適切な方法で廃棄すること。なお、廃棄する際は、事前に発注者に許可を得た上で実施し、廃棄処理内容を証明する書類を提出すること。

エ 既設機器の撤去搬出については、システム移行計画書を踏まえ、適切な時期に行うこと。

オ 既設機器に付随する通信線、電源線、構内配線、架台、固定金物等についても撤去を行うこと。

カ 発注者の業務に支障を与えないよう十分注意を払い行うこと。また、建物等に損傷を与えないよう十分注意を払い行うこと。

キ 作業用として構内に設けた全ての仮設物は、作業完了後速やかに撤去の上、構外に搬出し、後片付け、清掃、地ならし等を行うこと。

ク 既設機器の撤去によって発生する産業廃棄物の処理については、受注者の責任において実施すること。

ケ 撤去後の建物内外装の補修は、受注者が行うこと。

(6) 官公庁等への手続

ア 受注者は、官公庁、通信事業者、移動体通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許可、認可等を受けるものとする。

イ 官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

(7) 費用負担

ア 関係官庁等に対する諸手続に要する費用は、受注者の負担とする。

イ 新消防情報システムの運用に必要なネットワークの使用料及び外部ASPサービス等の利用料は、新消防情報システムの運用開始までの間、受注者の負担とする。

ウ 回線の引き込みが必要な場合に要する経費は、受注者の負担とする。

エ 受注者は、本システムに係る加入電話回線、専用回線等の回線の設置、許可、手続等に要する費用及び新システムへの切替えが完了した月の月末までの回線利用料を負担するものとする。

オ 受注者は、本システムに要する地図を初回導入において買取り式とし、その費用を負担するものとする。

6 引継ぎ

(1) 受注者は、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、運用マニュアルと併せて運用保守業務に活用すること。

(2) 受注者は、将来的に発注者が新消防情報システムを刷新等を行う場合、新消防情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報

提供及び質疑応答等に協力すること。

7 教育訓練

(1) 教育訓練計画の策定

受注者は、システム移行までに、消防職員に対する教育訓練内容、教育訓練スケジュール、教育訓練方法等を記載した教育訓練実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。なお、消防職員全員が受講できるよう、交替制勤務体制を考慮したスケジュールを発注者と協議の上、決定すること。

(2) 教育訓練用資料の作成

ア 新消防情報システムの操作手順を示した一般職員用取扱マニュアル、運用管理及び障害発生時の一次切り分けを示したシステム管理者用取扱マニュアルを作成し、発注者の承認を得ること。

イ 本運用開始後、消防業務が円滑に実施できるよう、実運用に即した運用マニュアルを機能別に利用する発注者と協議の上で作成し、発注者の承認を得ること。

ウ マニュアルを作成するにあたり、職員が新消防情報システムの操作方法を短期間で習得できるよう説明方法及び内容を工夫すること。また、人事異動後の新任職員への研修時など、当該マニュアルを通読することで十分に理解できる、分かりやすい内容になるよう工夫すること。

エ 当該マニュアルに加えて、教育訓練内容の理解を深めるために必要な各種資料を作成すること。

(3) 教育訓練の実施

ア 教育訓練内容及び対象者並びに実施時期は、表5-3のとおりとする。

イ 教育訓練で使用するシステム・端末の設定、資機材、教育訓練用資料等は、受注者が準備すること。なお、教育訓練場所については、発注者が用意するものとする。

ウ 教育訓練は、講義形式で実施するものとし、実機を使用するものとする。

表5-3 教育訓練内容一覧

項番	教育訓練内容	対象者	実施時期/回数
1	新消防情報システムの概要、新機能等の説明、機器の操作説明	全職員	実施時期/回数は受注後、協議とする。
2	消防指令センター設備に係る取扱説明	消防指令センター職員	
3	管轄署所設備に係る取扱説明	管轄署所職員	
4	その他必要な説明	必要な職員	

8 定例会等の実施

受注者は、会議実施スケジュールを作成・提示し、発注者の承諾を得ること。なお、定例会等の実施にあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、定例会を月次開催し、業務実施計画書に基づき業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 受注者は、各作業部会を定期的に又は必要に応じて開催し、発注者との要件・仕様の調整、課題管理、データ移行等に関する方策・作業内容の検討・調整、システム連携に関する要件・仕様の調整等を実施すること。
- (3) 発注者から要請があった場合又は受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、臨時会議を開催すること。
- (4) 受注者は、会議終了後7日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、発注者の承認を得ること。

9 提出書類

- (1) 提出図書（成果物）の範囲及び納品時期

提出図書は表5-4のとおりとし、あらかじめ発注者の承認を得た上で、納品期限までに提出すること。なお、必要に応じて、適宜最新版に更新すること。

表5-4 提出図書（成果物）の範囲及び納品時期

種別	提出図書名	納品時期
プロジェクト管理	業務実施計画書	契約締結後14日以内
	整備計画体制表	
	進捗管理報告書	会議終了後7日以内
	会議議事録	
	作業完了報告書	各年度3月末まで
設計・開発	基本設計書	設計・開発後
	詳細設計書	
	システム構成図	
	ネットワーク構成図	
	ソフトウェア構成図	
	ハードウェア構成図	
設定・テスト	テスト実施計画書	運用テスト実施前
	テスト仕様書	
	テスト実施結果報告書	運用テスト終了後
移行	データ移行計画書	データ移行作業着手前
	データ移行手順書	
	移行データ仕様書	

	データ移行結果報告書	データ移行作業実施後
	システム移行計画書	システム移行作業着手前
	システム移行結果報告書	システム移行作業実施後
機器搬入・設置	現地調査工程表	現地調査実施前
	現地調査実施報告書	現地調査実施後
	設計図（実施要領書）	作業実施前
	仕様書	
	承諾図	
	機器試験・調整作業実施要領書	作業終了前
	機器撤去計画	撤去作業前
	産業廃棄物管理票（写）	撤去作業後
教育訓練	教育訓練実施計画書	教育訓練実施前
	教育訓練用資料	
	取扱マニュアル （一般職員用、システム管理者用）	
	運用マニュアル	発注者と協議の上、決定する。
完成図書	竣工図	業務完了後14日以内
	全体構成図	
	機器実装図	
	機器配置図	
	系統図	
	布線図	
	電気配線図	
	試験成績書	
	工程表（作業後）	
	作業写真（作業前・作業中・作業後）	
運用・保守	運用保守業務計画書	運用開始前
	年間運用保守業務計画書	
	運用報告書	毎月末日から5日以内
	定期点検結果報告書	定期点検実施後
	保守作業完了報告書 （障害対応・車載端末移設）	保守作業完了後
	保守業務実績報告書	運用開始後半期ごと
その他	発注者が指示するもの	発注者と協議の上、決定する。

(2) 提出図書の納品方法

ア 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和4年1月7日文化審議会建議）」を参考にすること。

ウ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（J I S）の規定を参考にすること。

エ 成果物（運用・保守に関するものは除く。）は、紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、発注者から特別に示す場合を除き、原則、紙媒体は2部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。

オ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。

カ 電磁的記録媒体に保存する形式は、Office Open XML形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint等）で読み取り可能な形式を基本とする。なお、図面等の工事設計に関するドキュメントについては、汎用的なファイル形式を使用してもよい。また、発注者が別に形式を指定した場合は、この限りではない。

キ 納品後、発注者において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

ク 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、発注者の承認を得ること。

ケ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

コ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

(3) 納品場所

成果物は、発注者が指示する場所において引渡しを行うこと。

第6章 運用保守業務に関する要件

1 運用業務に関する要件

(1) 運用管理報告

受注者が新消防情報システムに関する運用管理報告を行う際の要件は、次のとおりとする。

ア 受注者は、新消防情報システムに係る月次の運用報告を行うこと。また、発注者の指示に従い、運用報告資料の作成及び必要な情報収集を行うこと。

イ 受注者は、発注者の求めに応じ、新消防情報システムの運用・保守に関する進捗状況や課題検討等の会議に参加すること。会議の開催頻度は、月1回程度を想定している。なお、課題の検討状況等により、会議の開催頻度は変更することもある。

ウ 受注者は、サーバ機器の使用状況（ディスク容量を含む。）について、発注者の求めに応じ、提示すること。なお、提示頻度は、半年に1回程度を想定している。

(2) システム管理運用

受注者が新消防情報システムに関する運用管理を行う際の要件は、次のとおりとする。

ア 周辺機器及び出動車両運用管理装置の起動及び停止を行い、システムの開始及び終了等システムの稼働に必要な操作を行うこと。

イ オンライン開始処理が正常に終了し、サービスが提供可能な状態であることを確認すること。

ウ オンラインの終了及びパッチ処理の終了を確認すること。

エ 新消防情報システムに係るアカウントの登録、変更及び削除を必要に応じて行うこと。

オ 入出力媒体に係る処理及び運送業者等との受渡しを行うこと。

カ あらかじめ定められた保存方法に基づき、各種媒体の保管及び媒体の情報・保管日時等の記録を行うこと。

キ 各種媒体の使用期限を確認し、必要に応じて、媒体の廃棄及び配送手続を行うこと。

ク サーバのバックアップ（媒体交換を含む。）を自動的に実施するように設定するとともに、動作ログの確認、必要時にはバックアップ媒体交換等を実施すること。

ケ 障害発生時及びソフトウェアメンテナンス等に不具合が発生した場合、バックアップ作業によって採取したデータに基づきリストア作業を実施すること。

コ ウイルス対策ソフトウェア等に適用するパターンファイルの更新を実施すること。

(3) システム監視

新消防情報システムの監視に関する要件は、表6-1のとおりとすること。なお、システムの監視に係る作業は運用管理端末で一括して行うものとするが、障害発生時等には、警報音及び画面文字点滅等によりその発生を知らせるとともに、必要に応じて可視可聴によって発注者に通知を行えることとする。

表6-1 監視要件の一覧

監視項目	監視要件
サーバ等の監視	運用作業時間において、システムが正常に稼働していることを監視すること。 サーバ等のCPU使用率、メモリ使用率、ディスク使用率等の資源を監視すること。

	故障発生時には、警報音及び画面文字点滅等により、その発生を知らせるとともに、必要に応じて可視可聴による通知を行えること。
ネットワークの監視	運用作業時間において、管理対象機器が正常に稼働していることを監視すること。
	ネットワーク機器等から出力されるログの蓄積や解析を実施すること。
	異常時には、警報音や画面文字点滅等により、その発生を知らせること。
	異常時には、必要に応じて可視可聴による通知及び発注者への報告を行うこと。
ジョブの監視	バッチジョブの動作異常に係る監視を行うこと。
	異常時には、必要に応じて発注者への報告を行うこと。
セキュリティの監視	不正アクセス及びウイルス対策等のセキュリティ監視を行うこと。
	不正アクセス等の検知時には、必要に応じて可視可聴による通知及び発注者への報告を行うこと。

(4) 問合せ対応

受注者が新消防情報システムにおける問合せや要望の受付に際して、考慮すべき要件は次のとおりとする。

ア 障害に関する職員からの問合せに対応すること。

イ 問合せ内容に対する技術相談及び障害の一次切り分け（外部システムや別途調達設備、通信事業者等のシステム関連を含む。）を行うこと。

ウ 受け付けた問合せは、その内容及び回答をデータベース化し、定期的に発注者に報告すること。

エ 受注者は、運用保守業務の目的達成のため、専門技術者を定期的に派遣し、装置点検・手入れ及び調整等を実施し、不良個所を発見したときは、直ちに修理すること。

オ 受注者は、定期点検の他、発注者から装置の故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに専門技術者を派遣し、必要な措置を講ずること。

カ 受注者は、発注者からの連絡後、技術者派遣等の対応について、情報伝達の迅速化に努めること。

(5) インシデント管理

新消防情報システムの運用時に、指令管制業務を継続できなくなる出来事（以下「インシデント」という。）が生じた場合、次のとおり作業を実施すること。

ア インシデントの検知及び監視を行い、発生又は検知したインシデント全てを一元的に管理すること。

イ 発生したインシデントを事例及び既知の問題と照合し、分類すること。また、発注者と協力し、インシデント対応の優先順位基準を定め、発生したインシデントと照合すること。なお、新しい問題、又は照合できないような複合的要因と思われるインシデントについては、発注者への報告及びシステム保守事業者へのエスカレーションを速やかに行うこと。

- ウ 発生したインシデントに関する情報及び解決策を収集・分析し、発注者へ回避策を提示すること。なお、インシデントの終了は、発注者に解決したことを確認の上、承認を得ること。
- エ インシデントに係る調査及び分析結果は、定期的に発注者に報告すること。

(6) 運用支援対応

受注者は、新消防情報システムに係る次の運用支援を実施すること。

- ア 地図データ更新（住宅地図）
- イ 人事異動に伴う各ユーザIDの操作権限レベル・アクセス権限等の登録・変更に係るユーザ管理。ただし、本システム内に、CSV入力等により一括更新できる仕組みがある場合を除く。
- ウ 本システムが必要とする各種パラメータ設定や管理テーブル等に関するデータ変更等
- エ 要綱等、内規改正に伴うマスタデータ等の変更・設定、帳票の変更・作成
- オ 発注者のネットワーク構成変更等に伴う各種設定作業及び動作確認
- カ 上記以外で本業務に必要な作業

2 保守業務に関する要件

(1) 基本事項

- ア 保守対象は、本業務で導入した全ての機器及びソフトウェアを対象としたものとするが、障害の原因が不明確である場合は、発注者と協議の上、指示を受けること。
- イ 24時間365日対応可能な保守体制を確立すること。
- ウ 新消防情報システムが正常かつ円滑に機能できるよう保守体制を確立すること。
- エ リモートによる遠隔保守対応が可能な環境及び体制を確立すること。なお、リモートに係る回線利用料は、受注者の負担とする。
- オ 運用・保守の範囲は、障害発生時の現地への技術者派遣費用、修理対応費用、装置交換（本体及び構成する部品代を含む。）を含むものとする。
- カ 運用・保守に係る経費のうち、各種回線利用料（リモート回線を除く。）・通信費、地図データ使用料、位置情報通知システム使用料、外部ASPサービス利用料については、発注者が別に負担するものとする。

(2) アプリケーション保守

受注者は、アプリケーションに係る保守作業の実施に際して、次の要件を満たすこと。

- ア 受注者は、発注者からの問合せ等に対応し、表6-2のとおりアプリケーションに対する保守作業を実施すること。

表6-2 保守作業

分類	概要	作業範囲の考え方
是正保守	新消防情報システムの稼働移行、新たに発見された問題を是正するための修正	本業務に含む
予防保守	潜在的な障害が顕在化する前に発見し、是正するための修正	本業務に含む
適応保守	小規模な制度改正	本業務に含む
	拠点追加等の環境の変化に対応するための主な修正	別途契約

	大規模な制度改正等への対応	別途契約
改善保守	性能又は保守性を改善するための修正（本業務の仕様及び要件定義・設計での合意事項を満たせない状況となった場合の改善）	本業務に含む

イ 表6-2に記載する適応保守のうち、本業務の契約範囲内で実施できない業務（大規模な精度改正に対する改修業務等）については、別途見積の上、発注者と対応を協議すること。

ウ 仕様変更、機器等に係る稼働環境等が変化した場合における新消防情報システムの業務適合性を保持するためのシステム改修及びアプリケーションの性能又は保守性を改善するためのシステム修正を実施すること。

エ 新消防情報システムの潜在的な障害を顕在化する前に発見した場合、当該障害の是正を行うためのシステム修正を実施すること。

オ 発注者から連絡を受け、新消防情報システムにおける障害解決に資するシステム修正を実施すること。

カ 新消防情報システムの修正等に当たっては、発注者と連携を図り、修正内容及び修正箇所を特定すること。また、修正方針及び修正等に係る正確性及び完全性について、発注者に説明の上、承認を得ること。

キ システム修正内容に対するテスト実施計画及びテストチェックリストを策定し、保守環境において、動作確認を行うこと。

ク システム修正作業の内容を確認するとともに、アプリケーションに係るライブラリ管理及びオンラインヘルプ等の修正を行うこと。なお、修正作業に伴い各種文書の更新が必要である場合は、適宜対応すること。

ケ 受注者は、保守作業の結果を保守作業完了報告書として、当該作業完了後、速やかに書面で提出すること。また、受注者は、半期ごとに保守業務における保守・点検、障害対応等の作業実績を保守業務実績報告書として発注者に提出し、承認を得ること。

コ 受注者は、新消防情報システム刷新時における移行について、調達物品に関する技術的な問合せや移行作業に伴う一時的な環境設定の変更に対して支援を行うこと。また、新消防情報システムからのデータ移行に必要なデータ抽出等の作業を実施すること。

サ 受注者は、危険度の高い脆弱性について、システム構成等に基づき対策の要否を検討し、発注者と協議の上、必要に応じてOS、ソフトウェア等のバージョンアップを実施すること。

(3) 機器保守

受注者は、調達物品に係る保守作業の実施に際して、次の要件を満たすこと。

ア 受注者は、保守期間中、確実な保守管理ができる体制を整えること。

イ 受注者は、調達物品の障害に対して、オンサイト対応（技術者派遣による現地での障害機器／部品の予備機器への交換、正常復帰確認作業及び報告等）を行うこと。なお、緊急の際は、発注者と協議の上、必要に応じて発注者とオンサイト対応ができること。

ウ 受注者は、オンサイト対応について、発注者の連絡を受けてから、60分以内に開始することができること。ただし、天候・災害の発生等の緊急時を除く。

エ 受注者は、調達物品について、発注者から技術的な質問、支援を求められた場合、速やかに対応すること。

オ 受注者は、調達物品に障害が判明した場合、障害内容の確認を行い、発注者に報告を行うこと。また、障害復旧作業を実施した上で、その結果をとりまとめ、障害対応作業完了報告書として提出すること。

カ 受注者は、導入した機器内でウイルス感染が検知された場合、その除去及び被害の復旧を実施すること。

キ 受注者は、発注者の要請に応じ、調達物品の環境最適化等、環境設定の変更に関する作業を実施すること。

ク ソフトウェアのパッチは、パッチリリース後速やかに適用・非適用の方針を決定し、その判断理由を報告すること。また、パッチ適用を決定した場合、パッチリリース後2週間以内に適用作業を完遂すること。また、適用作業終了後は、パッチ適用状況（適用の成功・不成功、動作への影響有無等）を報告すること。

ケ 各機器の作動状態を良好に保つため、ディスプレイ・電源・モータファン・ランプ等で耐用期間のあるものは、その使用可否に関わらず、耐用期間を経過すれば交換すること。

コ 耐用期間内であっても、修理不能及び再利用困難な場合は交換とする。

(4) 車載端末に対する保守

受注者は、車載端末に係る保守作業の実施に際して、次の要件を満たすこと。

ア 車両更新及び配置変更に伴い、車載端末の移設作業を実施すること。

イ 移設作業時には、動作試験を行い、正常に動作することを確認すること。

ウ 移設作業の実施結果を車載端末移設作業完了報告書として、完了日から1箇月以内に書面にて提出すること。

エ 車両の更新は、年間5台程度を想定する。

(5) 法制度改正対応

法令など国の制度改正、消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）の更新等に伴って発生する必要なシステム改修は、本業務内にて受注者負担で実施すること。ただし、大規模な制度改正等に基づくシステム改修は、事前に発注者と協議すること。なお、設計書等の必要書類を発注者に提出の上、承認を得ること。

(6) その他

ア 受注者は、ソフトウェアバージョンアップの管理やライセンスの管理等の新消防情報システムに係る構成管理を行うこと。

イ 受注者は、完成検査後、コンピュータ系機器類はおおむね5年間、その他の機器はおおむね10年間、使用部品等を確保するものとし、当該部品を確保できない場合は、代替品を確保するものとする。

(7) 除外事項

運用・保守業務の実施にあたり、除外事項（本業務に含まない作業）は次のとおりとする。

ア 目標物データ更新作業

イ 外部記録媒体、出力用紙、トナー、インク等の消耗品及び当該補充作業

ウ メーカーが定める有寿命部品及び当該交換作業

エ 天災等の自然災害による災害対応及び復旧

オ 当市の重過失による機器の故障修理

カ その他受注者の責に帰さない事象

3 定期点検に関する要件

受注者が新消防情報システムに係る定期点検を行う際の要件は、次のとおりとする。

- (1) 導入した機器について、定期的に点検を実施すること。なお、定期点検の対象機器は、発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 定期点検完了後、動作試験を行い、正常に動作することを確認した上で、各種機器ごとの点検結果を定期点検結果報告書として、完了日から1箇月以内に書面にて提出すること。
- (3) 故障の有無に関わらず定期点検を実施し、故障の発生予防に努めること。
- (4) 機器の整備内容は、発注者と協議の上、決定すること。なお、定期点検に係る一般共通事項は、次のとおりとする。
 - ア 各機器の清掃
 - イ 各機器のエアーフィルターの清掃及び送風関連装置の動作点検
 - ウ 各表示器、スイッチ及びヒューズ等の点検
 - エ 主電源系の電圧等の測定
 - オ 主要信号系の電圧等の測定
 - カ 各機器及び布線の目視点検
 - キ 総合動作テスト
 - ク その他これらに類する軽微な作業
- (5) 定期的に無停電電源装置（署所用）のバッテリーの交換を実施すること。なお、交換対象及び交換時期は、発注者と協議の上、決定すること。

第7章 業務実施体制・方法

1 業務実施体制

本業務の推進体制及び受注者に求める業務実施体制の例は、図7-1及び表7-1のとおりとする。なお、受注者の本業務における役割については想定であり、受注者が決定後に発注者と協議の上、見直しを行うものとする。

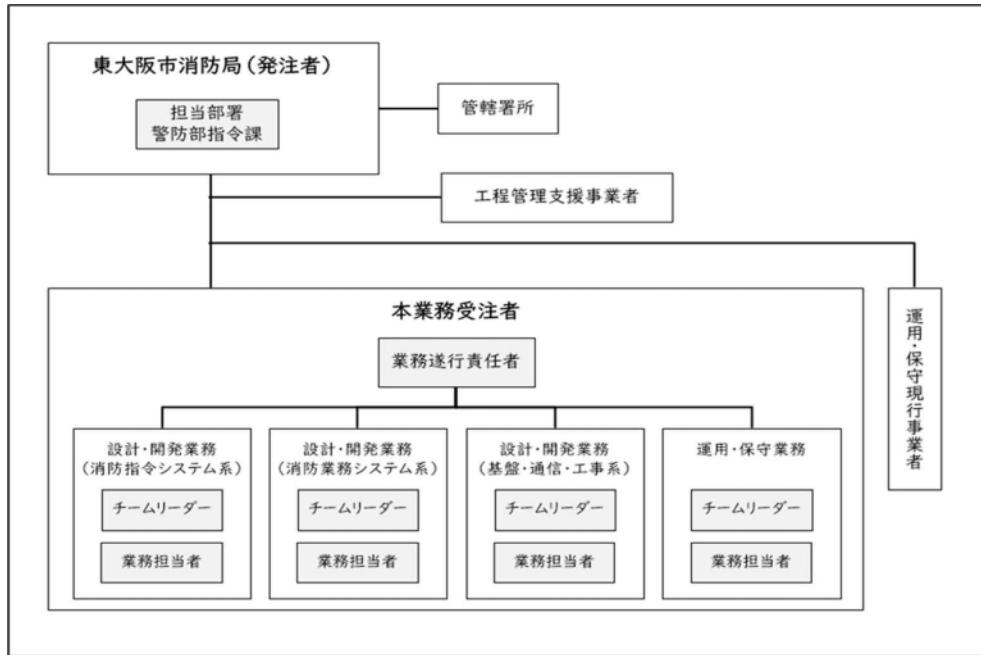


図7-1 本業務の推進体制及び受注者に求める業務実施体制(例)

表7-1 本業務における組織等の役割(例)

組織	要員	本業務における役割
担当部署 (PJMO)	-	新消防情報システムの管理組織として、本業務の進捗等を管理する。
工程管理 支援事業者	-	担当部署を通じて、新消防情報システムの工程管理に係る支援を行う。(必要に応じて別途調達する。)
運用保守 現行事業者	-	担当部署を通じて、現行消防指令システムの情報提供に係る支援を行う。
本業務受注者	-	担当部署を通じて、新消防情報システムの設計・開発及び運用・保守業務を担う。
	業務遂行責任者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。 原則として全ての進捗会議及び品質評価会議に出席する。
	チームリーダー	新消防情報システムの設計・開発(又は運用・保守業務)において、業務状況の監視・監督を担うとともに、チーム間の調整を図る。

組織	要員	本業務における役割
	業務担当者	新消防情報システムの設計・開発（又は運用・保守業務）を担う。
	その他要員	受注者は、図7-1以外に業務遂行上必要となる要員（施行管理者等）がある場合は追加で配置すること。

2 作業要員に求める資格等の要件

受注者は、本業務での業務従事者について、表7-2の要件を遵守すること。

表7-2 作業要員に求める資格等の要件

業務内容	要件	資格等
業務遂行責任者	新消防情報システムと同種・同規模のシステム開発業務に関する見識、スキル及び5年以上の経歴又は同等以上の能力を有すること。	業務遂行に必要な資格を有すること。
設計・開発 作業従事者	チームリーダーは新消防情報システムと同種・同規模のシステム開発業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。	業務遂行に必要な資格を有すること。
	業務担当者は消防業務に関する深い知識を有していること。	
運用・保守 作業従事者	チームリーダーはシステム運用・保守の実務経験を5年以上又は同等以上の能力有すること。	業務遂行に必要な資格を有すること。
	チームリーダーは新消防情報システムと同種・同規模のシステム運用・保守業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。	
	業務担当者は消防業務に関する深い知識を有していること。	

3 作業場所

受注者は、本業務の作業場所は表7-3のとおりとし、次の要件を遵守すること。

- (1) 受注者は、本業務の作業場所として、東大阪市消防局（消防指令センター設置）及び管轄市域の施設を使用する場合、発注者と協議の上、発注者が指定する必要な手続を実施し、承認を得ること。
- (2) 受注者は、機械室内の作業場所が限定されることに留意し、同室内に梱包状態の調達物品等を放置しないこと。ただし、発注者から調達物品を同室内に置くよう指示がある場合はこの限りではない。
- (3) 機材・工具等の仮置き場として一部施設内を借用する場合は、事前にその旨を通知し、発注者と協議の上、承諾を受けること。借用後は速やかに元どおりの状態に戻し、清掃後返却すること。ただし、利用期間中であっても業務上支障が発生する場合は、移動等速やかに対応すること。

- (4) データ開発等作業場として一部施設内を借用する場合は、事前にその旨を通知し、発注者と協議の上、承諾を受けること。借用後は速やかに元どおりの状態に戻し、清掃後返却すること。
- (5) 倉庫、部屋、各種盤の鍵を借用した場合は、必ず作業責任者が鍵の管理を行い、作業終了後、速やかに返却すること。
- (6) 現場事務所、材料置場及び従業員宿舎等の仮設物を施設内に設ける場合は、設置位置及びその他必要事項について、発注者と協議の上、承諾を受けること。

表 7-3 作業場所

業務対象場所	住所	建築年月
消防指令センター		
東大阪市消防局	東大阪市稲葉一丁目1番9号	平成20年4月
管轄署所		
東大阪市消防局	東大阪市稲葉一丁目1番9号	平成20年4月
東大阪市東消防署		
東消防署本署	東大阪市鳥居町3番3号	平成5年5月
東消防署四条分署	東大阪市南四条町1番6号	平成8年1月
東消防署布市出張所	東大阪市布市町四丁目3番6号	平成25年11月
東消防署額田出張所	東大阪市南荘町14番10号	昭和49年12月
東大阪市中消防署		
中消防署本署	東大阪市稲葉一丁目1番9号	平成20年4月
中消防署北部分署	東大阪市南鴻池町二丁目9番20号	昭和41年8月
中消防署中新開出張所	東大阪市中新開二丁目11番4号	昭和47年4月
中消防署若江出張所	東大阪市若江東町三丁目4番57号	昭和48年5月
東大阪市西消防署		
西消防署本署	東大阪市御厨栄町三丁目1番41号	平成29年7月
西消防署布施分署	東大阪市荒川二丁目15番12号	令和8年2月
西消防署長瀬出張所	東大阪市柏田東町12番45号	昭和59年9月
西消防署楠根出張所	東大阪市稲田本町二丁目5番10号	昭和61年3月
西消防署上小阪出張所	東大阪市新上小阪5番81号	平成11年7月
西消防署大蓮出張所	東大阪市大蓮東二丁目16番26号	昭和55年3月
東大阪市役所本庁舎	東大阪市荒本北一丁目1番1号	平成15年3月

4 業務管理に関する要領

受注者は、業務実施計画書に基づき、コミュニケーション管理、体制管理、業務管理、品質管理、リスク管理、課題管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

第8章 作業の実施に当たっての遵守事項

1 提案事項の取扱い

本仕様書に記載がない事項であっても、受注者が本業務の入札にあたり提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務委託の範囲に含むものとする。

2 機密保持、資料の取扱い

- (1) 受注者は、本業務において、発注者から提供された資料及び情報等については、外部に漏洩しないよう「機密保持管理方法」を作成し、発注者の承認を得た上で、厳格に管理すること。また、提供された資料及び情報は、業務完了後、発注者に確実に返却するとともに、確実に全てを返却したことを証する資料を該当する役務の結果報告書の一部として提出すること。
- (2) 本業務に係る情報セキュリティ要件は、次のとおりとする。
 - ア 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
 - イ 業務上知り得た情報について、第三者への開示や漏えいをしないこと。
 - ウ 原則持出しを禁止すること。ただし、発注者が許可した場合は除く。
 - エ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務完了後の返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
 - オ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めると必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

3 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項について、発注者と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、次の事項を記載すること。
 - ア 個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
 - イ 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- (2) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、業務実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- (3) 個人情報を複製する際には、事前に発注者の承認を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄又は消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

4 法令等の遵守

業務実施に際しては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等を遵守しなければならない。
特に版の指定のない限り、契約時における最新版とする。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- (2) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (3) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）
- (4) 消防庁告示第十三号（平成21年6月4日消防庁告示第13号）
「緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件」
- (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- (6) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び同法関係規則等
- (7) 公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）及び同法関係規則等
- (8) 消防救急デジタル無線共通仕様書
- (9) TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インターフェイス仕様（TTC仕様書）
- (10) 光回線を用いた緊急通報受理回線収容ユーザ・網インターフェイス（UNI）
- (11) 気象業務法（昭和27年法律第165号）
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (13) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (14) 日本産業規格（JIS）
- (15) 日本電気工業会規格（JEM）
- (16) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (17) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (18) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (19) その他関係法令、規則及び規格

5 システム監査

- (1) 本業務において、整備又は管理を行う新消防情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、発注者が新消防情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、発注者が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく新消防情報システム監査を受注者は受け入れること。（発注者が別途選定した事業者による監査を含む。）
- (2) 上記監査において問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を発注者と協議し、指示された期間までには是正を図ること。

第9章 成果物の取扱いに関する事項

1 知的財産権の帰属

- (1) 本業務に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、発注者が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の3の規定に基づき、自己利用するために必要な範囲で複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該委託業者に行わせることができるものとする。なお、当該作業を第三者に委託する場合は、事前に開示範囲とその利用条件について書面により受注者に申し出て、受注者の承認を得ることとする。
- (2) 本業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。なお、本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。
- (3) 受注者は、発注者の事前の書面による承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2で規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。その場合、速やかにその旨を書面により発注者に届けなければならない。
- (4) 本業務に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。
- (5) 本業務における調達物品及びドキュメントの所有権は、全て発注者に帰属するものとする。
- (6) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

2 契約不適合責任

本業務における契約不適合責任に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が通常の検査方法によって発見できない発注者の責めに帰すべき事由による契約不適合が発見された場合を除き、受注者は、自己の費用で、発注者の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、受注者は、如何なる場合であっても、発注者の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、発注者の事前の承認を得ることとし、履行の追完を実施した際には、書面にて発注者に報告を行うこと。
- (2) 受注者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、発注者と協議し、承認を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について発注者の承認を得ること。
- (3) 検査完了の日から1年間を契約不適合責任の期間とする。

(4) 受注者が発注者から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ ウの催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 検査

本仕様書及び関係法令等により、発注者立会いの上、中間検査、総合検査及び完成検査を行うこと。なお、検査等に使用する器具、測定器、試験機等及び要員は、本業務の受注者において準備すること。

(1) 中間検査

中間検査は、原則、発注者立会いのもと、提出図書の確認及び機能検査並びに試験を行うこと。検査方法について、別途指示する。

(2) 総合検査

機器据付等作業の完了後、機器・ソフトウェア等の総合機能確認のため、総合検査を行うこと。検査方法については、別途指示する。

(3) 完成検査

発注者が指示する方法により完成検査を行うこと。

ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに発注者に内容の説明を実施して検査を受けること。

イ 発注者と受注者の間で事前に合意された提供条件の確認をもって検収する。

ウ 検査の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

4 疑義

(1) 本仕様書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、発注者と協議して解決するものとする。

(2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、機器・性能上の問題等のために当然必要と認められる事項については、当該設備が織り成すシステム全体に支障が生じないように配慮して、工事の変更等を受注者の責任において実施すること。

(3) 本仕様書に関する訴訟等は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所とする。